

平成28年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成28年 6月 8日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君								
副	町	長	畠	中	源	一	君							
参	事	伴	田	邦	雄	君								
参	事	山	田	洋	之	君								
総	務	課	長	中	尾	達	也	君						
監	理	課	長	木	南	哲	也	君						
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君				
税	務	課	長	松	山	征	義	君						
住	民	課	長	長	澤	誠	君							
保	健	福	祉	課	長	大	西	義	弘	君				
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君			
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君				
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君				
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君				
土	木	建	築	課	長	山	内	和	浩	君				
水	道	課	長	十	倉	隆	英	君						
会	計	管	理	者	下	伊	豆	か	お	り	君			
瑞	穂	支	所	長	山	内	善	博	君					
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君						
教	育	課	長	松	本	和	久	君						
教	育	次	長	川	寫	勇	人	君						
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	正	田	恭	丈	君

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・山下靖夫君、8番議員・原田寿賀美君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

公明党の篠塚信太郎でございます。

質問に入りますまでに、4月14日に発生いたしました熊本地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りいたします。また、被災されました方々の一日も早い復興を願っているところであります。

それでは、平成28年第2回定例会における私の一般質問を、通告に従いまして行います。

まず、1点目は、投票率向上の取り組み等について、2点目は、食品ロス削減に向けた取り組み等について、3点目は、有期契約労働者の労働条件等について、お聞きをいたします。

まず、1点目の投票率向上の取り組み等についてであります。選挙権が18歳に引き下

げられたことから、若者の投票率向上を目指すため、今夏の参議院議員通常選挙から、京都府立林業大学校及び須知高校に期日前投票期間中、1日から2日間投票所を設置する考えはないか、お聞きをいたします。

選挙権の年齢が18歳に引き下げられ、今月22日公示の参議院選挙から、新たに有権者として全国で250万人が加わることになりました。選挙権年齢18歳引き下げは、公明党が昭和48年から一貫して主張してきたところでありまして、欧米先進国では、18歳選挙権が多くの国で実施をされており、世界的な流れになってきております。

社会や未来にするどい感性を持った高校生を含む10代の青年が政治に参画し、その声を政治に反映させることは、今後の日本の政治にとって、大きな意義があるものと思っております。

しかし、選挙権を取得した10代の若者が投票所に足を運び、投票してくれなければ、その効果も半減をいたします。全体の投票率がさらに低下するのではないかというふうに危惧もいたしております。近年、若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にあります。

昭和42年からの衆議院選の年代別投票率の推移のペーパーを見ますと、直近の国政選挙であります平成26年の衆議院議員選挙の全国の投票率は全体で52.66%で、20代の投票率は32.58%でありました。一番高かった60歳代の68.28%と比較しますと半分以下の低い投票率であります。

私が選挙権を取得しました昭和42年の衆議院選の投票率であります。20歳代は、その当時66.69%と高い投票率でありました。昭和42年に20歳代であった有権者は、その後の衆議院選挙においても、それ以上の高い投票率となっているところであります。このことから、20歳代に投票に行けば、その後も投票に行き続けているということがわかります。

したがいまして、今回、選挙権を取得した10代の高校生を含む若者の有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことが、今後の投票率向上につながるものと考えられることから、今夏の参議院議員通常選挙から、京都府立林業大学校及び須知高校に期日前投票期間中、1～2日間、投票所を設置する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 失礼をします。

選挙年齢の引き下げは非常に大きな改正であることから、若者に対して、また広く住民に対しても周知啓発を図ることは大変重要であると考えており、ポスターの掲示、リーフレットの配架、町お知らせ版やホームページなどでの啓発などを実施しているところでございま

す。

期日前投票所は、本庁及び各支所の3カ所に設置しており、有権者の方に浸透しているとともに、期日前投票者数も年々増加傾向にあることから、投票率の向上の観点から見ても、現在の期日前投票所は十分機能していると考えております。

したがいまして、選挙管理委員会といたしましては、現在のところは、期日前投票所を設置する考えは持っておりませんが、若者の投票率の向上を目指して、啓発等を引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 木津川市選挙管理委員会が市内の南陽高校と木津高校の校内に期日前投票所を設置する新聞記事を見まして提案しました。非常に、もうあと2週間後にこれ、迫っております、期間的なものもありまして、準備ができないということで設置しないということではありますが、それはよく理解できますが、町内の大学校と高校に期日前投票所を設置することについて、どのような所見をお持ちなのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 選挙管理委員会といたしましては、先ほど委員長のほうが申し上げたとおり、設置に関しましては、制約といたしますか、いろいろな条件等が整って整備ができるというふうに考えておりますので、現状では厳しいという状況でございます。

今のご質問でございますけれども、これまでから、いろんな意味で若い方に啓発を行ってきた実績もございますし、引き続きまして、ポスターとかリーフレットとか、啓発活動を行っていく上で、投票に向けて意識を高めていただけるような取り組みをしたいというふうに思っております。

現段階におきましては、林業大学校、あるいは須知高校に期日前の投票所を設置するという考えは今のところ持っていないところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今後の国政地方選挙において、町内の大学校と高校に期日前投票所を設置される考えはないか、再度お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいま申し上げましたように、今のところ設置する考えというのは持っていないところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今回の参議院選や今後の選挙におきまして、どのようにして若年層の関心を高め、投票率を向上させようと考えておられるのか、具体的な取り組みがありましたらお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 具体的な取り組みと申しますか、全般的な話になろうかと思いますが、従来からのポスターなりリーフレットとか、各種、ケーブルテレビなり広報紙とかの紙面の活用というのはもちろんでございますけれども、府のほうにおいて行なっておられます出前講座につきましても、須知高校なり中学校とか、そういったところへも出前講座というのは行なっていただけということをお聞きしておりますので、これまでも選管のほうから各学校のほうに行き、紹介をさせていただいているということもございますので、今後におきましても、そういった部分も活用しながら、若い世代にPRをしていきたいというふうを考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今夏の参議院選挙で、新たに選挙権を得ました10代の若者の投票率がどれくらいになるか推計をされていれば、お答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 投票率までは推計をしておりません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そういうことも推計もして、新たなPRをするということをしなければ、いつまでたっても投票率が上がりませんよね。ですから、もう少し真剣に考えていただきたいというふうに思います。

次に、近年投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図るため、今夏の参議院通常選挙から「丹波マークス」に期日前投票所を設置する考えはないか、お聞きをいたします。

長野県松本市選挙管理委員会では、JR松本駅構内に平成21年の衆議院選から期日前投票所が設けられております。また、広島県福山市では、平成26年、商業施設を期日前投票所として実施をすることによって、必要な事項を定めた期日前投票所の使用に関する協定を締結し、実施している事例も参考にしながら、今夏の参議院通常選挙から「丹波マークス」に期日前投票所を設置する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 先ほども答弁させていただいたとおり、本庁、各支

所に設置した3カ所の期日前投票所は十分機能していると考えております。また、期日前投票所には投票人の二重投票を防止するため、投票所間で情報を共有化するシステムを設置しているところですが、期日前投票所を増設するに当たりましては、そのセキュリティー対策やコスト面のほか、投票管理者等の配置に伴う人員確保、投票箱の管理等、期日前投票期間中の万全の投票環境が必要になるところでございます。

こうしたことから、選挙管理委員会といたしましては、現在のところは「丹波マーケス」内に期日前投票所を設置する考えは持っておりませんが、今後の投票率の変化や設置対応している自治体等の状況等を参考にしながら見きわめてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 期日前投票の利用者は、前回の衆議院選で、その前々回に比べまして、111万人余り増えたということから、期日前投票所の数を投票箇所数を増やすことが投票率の向上につながると考えますが、選挙管理委員長の所見をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 先ほども答弁させていただいたとおりでございます。現在のところは十分、期日前投票所は機能しているという判断をしておりますので、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会というのが、平成27年3月に中間報告を行っておりまして、この報告書によれば、期日前投票の環境改善策として、商業施設等への設置や投票時間の弾力的設定などを提言しておりまして、本報告書を参考に、今後の国政地方選において、期日前投票所を「丹波マーケス」に設置される考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 今後、地方自治体の状況を見ながら、そのことを見きわめながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この総務省の投票環境の向上方策に関する研究会の、この中間報告ですね、これ委員長は見られたことがありますか。お聞きします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 現在、見ておりません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 私、今ここに持っておりますので、また、後でコピーをしておきますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

次に、公職選挙法の改正によりまして、投票日当日の投票が商業施設等に共通投票所が設置できるようになりました。有権者の投票機会の創出や利便性の向上を図るため、選挙管理委員会と投票所との間に安全なネットワークを構築し、今後、共通投票所を設置する考えはないか、お聞きをいたします。

商業施設に共通投票所を設置することにつきましても、先ほど申しました総務省の投票環境の向上方策に関する研究会が中間報告を行っております。

本報告書によりますと、期日前投票では、商業施設など、頻繁に人の往来がある施設に期日前投票所を設置することで、投票率向上等の効果を上げている例が見受けられることから、選挙当日においても、有権者にとって利便性の高い場所に投票所を増設できるようにすることで、投票環境や投票率の向上を図ることができないか、検討が必要であるというふうに述べておりまして、この提言を参考に、今後、選挙当日に商業施設に共通投票所を設置される考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 共通投票所についてですが、本年6月19日に施行され、選挙権年齢の18歳以上への引き下げとともに、国政選挙では、夏の参院選から適用されます。

京丹波町では、25カ所を投票所として設置しており、地元公民館等を借用させていただいておりますが、二重投票を防ぐためには、全投票所とのオンライン化が必要となり、投票所間での情報を共有化するシステムを構築する必要があります。セキュリティやコスト面等の課題がありますので、選挙管理委員会といたしましては、現在のところは共通投票所を設置する考えは持っておりませんが、夏の参議院選挙で設置を検討している自治体もあることを聞いておりますので、設置事例を参考に慎重に研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） ちょっと次の質問も答弁していただいたのですが、一応、質問させていただきます。

今夏のこの参議院選で、共通投票所の設置を準備、検討している自治体は、北海道函館市、青森県平川市、長野県高森町、長崎県島原市の4市町にとどまります。投票率向上に向けた取り組みとして期待をされておりましたが、大半の市区町村は、新たな費用負担への懸念などから設置を見送ったと新聞報道をされております。

投票率向上対策として、選挙当日、商業施設等に共通投票所を設置する必要性と課題について所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、必要性でございますけれども、当然、投票所がそういった商業施設等になりますと、そこを利用されている方が投票に行かれるという部分も想定をされるところでございます。そういった意味で、一定の投票率というのは伸びる要素は持っているというふうにも判断をしております。

また、この整備に必要な整備というところにおきましては、当然、先ほども委員長が申し上げましたように、現在、町内で25カ所の投票所を持っているという状況もございまして、そこを全てオンライン化をしていかなければならないというところもございまして、オンライン化をすれば、当然、セキュリティの問題も出てきますので、そういった部分を総合的に調査なり研究をし、今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、ICTを活用した投票環境の向上対策としまして、他市町村、指定病院等、郵便等における不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を検討する考えはないか、お聞きいたします。

このことにつきましても、先ほど申しました総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会の中間報告で投票用紙等の請求を郵便等で行う場合、請求文書の作成や当該文書の名簿登録地の市町村の選挙管理委員会への到達にどうしても一定の時間がかかってしまうということで、請求の時点によっては、投票用紙を取り寄せて、投票記載をしても投票の送付、到達が投票日に間に合わないという事態も想定をされております。

また、特に、特定病院における不在者投票において、指定病院の長が投票用紙の代理請求を行う場合、例えば、大学病院などでは、全国各地から入院している患者がいるため、請求が入院患者の住所地のそれぞれに対して行うことが必要であり、代理人請求の人の負担が大きいと考えられております。

特に、本町でしたら、町長、町議会選挙は選挙期間が5日ということで短く、投票日まで投票用紙が届かないということが懸念されるところでありまして、個々の請求が本人から

の真正な請求であることを選管で確認できる措置を講じることなど、導入するまでには一定の課題はありますが、投票環境の向上に向け、他市町村・特定病院等・郵便等における不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を検討する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 総務省では、投票環境の向上方策等に関する研究会を開催され、選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等について、研究・検討を進められているところでございます。

その中において、他市町村・不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の提案がありましたが、それを踏まえた公職選挙法の改正等の動向について注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 他市町村・指定病院等・郵便等における不在者投票が、投票日まで届かず棄権扱いになったという事例が過去になかったか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特に町の町長選なり、町議選とかの選挙期間の短いものにつきましては、請求から送達し、投票し、また、送り返すという行為が必要でありまして、そういったところで、出して当日に届かなかったというケースも過去に幾つかあったと記憶しております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そういう事例があるわけでありまして、積極的にこのICT化を取り入れて、取り組みをお願いしたいというふうに申し上げておきます。

2点目は、食品ロス削減に向けた取り組み等について、お聞きをいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、レストランなど、あらゆる場所で見受けられます。農林水産省によると、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い642万トンが食品ロスと推計されています。既に、先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われているところであります。

このような状況から、公明党は、食品ロス削減推進プロジェクトチームを立ち上げまして、本年5月18日に安倍総理大臣に食品ロスゼロを目指して、7項目の提言を行いました。

その提言で、食品ロス削減は国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際的な重要課題でもあります。本年4月、新潟で開催されたG7農業大臣会合の

宣言においても、食糧の損失及び廃棄が経済、環境、社会において、非常に重要な世界的問題であることが明記をされました。

さらに、食品ロス削減は食品事業者、消費者、そして行政、それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産物流コストの削減や廃棄コスト削減につながります。さらに、未利用食品有効活用は、食品ロス削減のみならず、生活困窮の支援にも資すると言われております。東京五輪が開催される2020年を目指し、世界の模範となるよう、国を挙げて先進的に取り組むべきであり、国は地方公共団体と連携し、一つ、国民運動の抜本的強化のための法整備を、2つ目、加工食品等の製造、流通、販売における食品ロス削減、飲食店等における食品ロス削減、家庭における食品ロス削減、5番、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの確立、6番目、災害に備えた食糧の確保の政策の実現に取り組むべきであると提言をいたしております。

本町においても、まずは学校、幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきではないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 本年3月に策定をされました第3次京都府食育推進計画では、子どもの食についての現状、あるいは課題として、家族そろって食事する機会の減少、郷土食や行事食に接する機会の減少、あるいは栄養の偏りなどによる食の乱れが指摘をされております。

そうした中であって、保育所、幼稚園、学校において実施をしております給食は、生きた指導教材であると、このように考えております。非常に多くの皆さんの手間を経て、実施、食べることのできる給食でありますので、そのプロセスを体験等を通じた学習を通して、給食、あるいは食べ物の大切さを学ぶ活動を大切にしております。

例えば、サツマイモやその他野菜の栽培活動、あるいは、田植え、稲刈りの活動、そしてまた、生産者の皆様と直接、生産に当たっての苦労話を聞く、こうした機会の設定を経て、具体的な体験を通じた活動を実施しています。こうした取り組みを通しまして、食べ物の大切さ、いわゆる、もったいない、あるいは命をいただいていると、こうした意識をしっかりと身につけることによりまして、家庭における食品ロスの減少といった効果につながるのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育所におきましても、子どもたちが地域の方、また、保育所の畑で栽培しました活動を通しましたり、また、育てた野菜を使ってのクッキング保育などを通して、食べ物大切さなども子どもたちに浸透するように保育をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 保育所においては、具体的な食品ロス対策は行われていないという解釈でいいんですかね。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 給食の配膳時に、子に応じた配食もしておりますし、また、食品ロスが出ないように、食べられる量をできるだけ提供しているように考えて推進しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 保育所、小・中学校給食におきまして、年間どれくらいの食品ロスが出ているか、資料があればお答えください。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 資料としては持ってないんですけども、例えば、中学校の給食がスタートしたとき、これまで弁当やった生徒さんが給食に変わったときに、かなりの食べ残しとかが発生したことはありました。その時期と比べると、4分の1とか5分の1になったというような報告は聞いております。

また、学校によりましては、目標をつくって、何グラム以内にしようとか、そういう先生による目標値みたいなものを掲げたりしておられるようなことは聞いております。量としては、ちょっと把握しておりません。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育所におきましても、調査をしているわけではございませんが、3歳以上の幼児さんにつきましては、ほぼ残食はございません。乳児さんにつきましても、少量の残食ですが、量としては少ないと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） これからは、やっぱり食品ロス対策としまして、やはりデータをき

ちっと集積してもらおうと。それで、対策を講じていただくという方向で進んでいただきたいというふうに要望いたしておきます。

保育所や学校で、例えば、インフルエンザなどによりまして、学級閉鎖によりまして、購入した食材が不要となった場合、どのような処理をされているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学級閉鎖等が起こった場合のことかというふうに思いますが、それらについては、使えるものはそれ以降についても工夫して使うということで、食品ロスをなくすと、減らすということで工夫をいただいていると、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育所におきましては、インフルエンザ等の感染症の流行時には欠席者数をほぼつかんでおりますので、何%減というふうに量を縮小して注文をすることもできますので、そのように対応させていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この保健所の指導では、余ったり不要になった食材は、ほとんど特定のものを除いて廃棄処分というふうな指導が出ているというふうに聞いておりますので、その後も教育長は使うとおっしゃっていたのですが、ちょっと保健所のこの指導とは相反するところもありますので、これは調べていただきたいと思えます。

したがいまして、保育所も余りはほとんどないということですが、突発的に学級閉鎖になったということもあるようでして、その処分に困ったという話も聞くんです。ですから、先ほど、そういうことはないとおっしゃいましたが、これはあるということも私は聞いておりますので。

ですから、この余った食材ですね。この調理をしない余った食材、これを廃棄せずに活用する方法、その日のうちにやらんなんですね。ですから、その方法を検討する必要があるかと違うかなと、もったいないということなので。それは検討する必要はないか、お聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ただいまご指摘をいただきましたように、大切に手間を経つくられている食材でございますので、限りなくそれを有効利用するというので、ただいまはご指摘、ご提案をいただいた点について、今後も研究課題、検討課題としていきたいと思いま

す。

以上であります。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育所におきましても、衛生面の管理等を考えながら、無駄のない食品の使い方について、今後、検討していきたいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そこで提案なので、これはできるかどうか、問題あるかもしれませんが、例えば、余った食材を職員とか保護者に購入原価の7割とか8割とかで販売する方法はできないか、検討をしていただきたいというふうに提案申し上げておきます。

次に、家庭における食品在庫の適切な管理とか、食材の有効活用の取り組みを初め、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や、持ち帰り運動などの展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えております。

既に、先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われてきております。長野県松本市では、宴会の食べ残しを減らすために、乾杯後の30分間と終了前の10分間は、自席で食事を楽しむ30・10運動を進めております。

また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクがあります。国連は2030年までに、世界全体の一人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。

本町の食品ロス削減の今後の取り組み等について、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 食品ロスは大きな社会問題となっております。国では、消費者庁あるいは農林水産省など、関係6府省庁が連携しまして、食べ物の無駄をなくそうプロジェクトを立ち上げ、食品ロス削減を目指した取り組みが展開されております。

本町におきましては、消費生活相談員による出前講座の機会を活用し、情報等の提供を行っておりますが、今後も国などの取り組みを参考にしながら、町内の関係団体への働きかけや、また、町民の皆様にも適切な情報提供を行うなど、より一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、本町の災害備蓄食品については、これまでは、ちょっと確認はとってないのですが、消費期限後に廃棄してきたというふうに思っておりますが、今後は

未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば、消費期限6カ月前などにフードバンク等への寄附等を検討してはどうか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消費期限の到来しました備蓄食糧ですけれど、防災訓練等の機会を通じて、参加いただいた方に配布し、啓発に役立てているところでございます。そのような方法で町内で活用できると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 第3点目に、有期契約労働者の労働条件等について、お聞きをいたします。

労働契約法が平成24年に改正されまして、有期契約労働者、有期職員、まあ、非正規職員ともいいますが、と無期契約労働者、正職員との間で、賃金や福利厚生などの待遇に不合理な格差を設けることを禁止する規定が第20条に盛り込まれました。そして、平成25年に施行をされました。

本町には、町営バス運転手、学校、それから、保育所、給食調理員、保育士など、多くの有期職員が雇用されていますが、正職員と仕事内容が全く変わらない有期職員の労働条件が正職員の労働条件と不合理な格差が生じていないか、お聞きをいたします。

本町の嘱託、臨時、アルバイト等の有期契約職員数は、平成28年2月末現在での資料では延べ286人で、有期契約職員が全職員に占める割合として、実に49.1%と、ほぼ半数に達しておりまして、役場業務の屋台骨は非正規職員で半分を支えられていると、このような状況であります。

その内訳を見ますと、事務職員30人、保育士61人、給食調理員36人、技能労働職員43人、教員、講師等その他116人です。例えば、町営バス事業所は3カ所ありますが、正規職員は一人もおられません。たとえ正職員が各事業所に1人、2人いたとしても、嘱託臨時職員は正職員と全く変わらない職務の内容であります。

定年退職後、有期契約で再雇用された運転手は、民間ですが、これは、仕事内容が全く変わらないのに、賃金が引き下げられたのは理不尽だとして起こした訴訟の判決で、東京地裁は本年5月13日、引き下げを違法と判断し、運送会社に定年前と同水準の賃金を支払うよう命じる判決が出ております。

保育所の保育や学校給食センターなどの事業所でも、バス事業所と同様に正職員と全く変わらない、それ以上の業務の内容で働いている有期契約職員がいるということは、これは明

らかであります。

そこでまず、年次、病気、特別休暇及び介護休暇に不合理な格差はないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 労働契約法は地方公務員への適用はありませんが、同法において、労働契約の期間の有無によって労働条件に相違がある場合、職務の内容及び配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して、その相違が不合理と認められるものであってはならないとされております。

正職員と嘱託職員及び臨時職員の間では、職務の内容、責任の度合いが異なることから、これらを考慮して、不合理な格差があると考えておりません。なお、嘱託職員や臨時職員に関する規定については、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行わなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育委員会におきましても、ただいまご指摘もありましたような、さまざまな職種におきまして、嘱託職員等によりましてご苦労いただいておりますが、その勤務条件等につきましては、町長部局と同じでございますので、ただいま町長が答弁いたしましたとおり、教育委員会としても同じように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 労働契約法第20条では、労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、まず一つ目に、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度ですね。二つ目が、配置の変更の範囲等ですね。三番目、その他の事情の3項目で判断すると定義をされております。

それで、嘱託職員及び臨時職員、これの業務につきまして、格差が出ているということは、これは正職員と同一労働でないということを認定しておるわけでありまして、それぞれ各事業所等と、特に先ほど申しましたバス事業所なんかは、これは正職員がおっても、それが正職員が補助に乗るとか指導するとかいうようなことは、これはできないわけでありまして、これは運転手一人が責任を持って運転するわけでありまして、これは、ここに責任の差があるというようなことは、これは余りにも現場を知らない答弁でありますので、これはもっとも一人ずつ分析して、その正職員と同等の職務を遂行している、責任も持っている

いうことであれば、これは正職員と同様の労働条件にするべきだというふうに考えます。その点につきまして、答弁を願います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） バスの運転業務を担っている職員におきましては、一定、現場での活動、現場での運転業務ということで整理がされておりました、職員との差といいますか、そういったところはあるというふうに認識をしております。

また、同じバスの運転手間におきましては、当然のことながら、賃金等の格差等もないというふうに理解をいたしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 嘱託職員の年次休暇は職員と同じ20日間ありますが、この嘱託職員等に関する規定で繰り越しを認めておりませんし、特別休暇の場合は、年次、病気、選挙、結婚、忌引き、夏季休暇以外は認められますが無給扱いというような規定になっておりますが、これは正職員と大きな格差があり、改善すべきではありませんか。

そして、常勤の臨時職員は規定がなく、嘱託職員とは休暇に格差があると聞きますが、同一労働の臨時職員に格差をなぜつけるのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 正職員と嘱託職員につきましては、年次休暇におきましては、正職員の場合は繰越分があると。それから、嘱託につきましては、規定上、繰り越しはないというような形で整理をいたしております。

あくまでも、雇用につきましては、嘱託の場合は1年という期限での雇用となっております。毎年、改めて契約をしているという状況でございます。また、臨時職員におきましても、一定、半年間という雇用の契約でもございまして、半年ごとの契約というような形をとっておりますので、その部分で、休暇の日数につきましても異なっているという状況でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 正職員と嘱託職員には、そういう職務において格差があるということで、ちょっとかみ合わないところがあるんですが、これは、バス運転手にしましても、給食調理員にしましても、本当に一生懸命、正職員と変わらんような仕事をしているというふうに自負をされておりました、正職員と同一労働でないという判断につきましては、これは嘱託職員等への背信ではないかというふうに私は思っております。

しかし、次の質問に移ります。

次に、住居・通勤・時間外勤務・期末勤勉手当に不合理な格差はないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 期間の定めの有無による勤務条件の相違は、不合理なものだというふうに考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この嘱託職員に住居手当がないということと、時間外勤務は支給するということですが、ほとんど支給されてないという実態もありまして、やはり、嘱託職員にもそういう規定の範囲内で、やはりこれは支給をするべきだというふうに考えますが、お答えを願います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 制度上、認められる部分につきましては、適正に判断し、対応をしていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、賃金に不合理な格差はないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 期間の定めの有無による勤務条件の相違は不合理なものではないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 嘱託職員に関する規定第5条では、嘱託職員の基本賃金は、その職務内容に応じて、町職員の給料との均衡を考慮して、予算の範囲内において任命権者が定めると規定しておりますので、正職員と嘱託職員との間に格差があってはならないと解されますが、見解をお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 当然のことながら、町の正職員の給料との均衡という部分で考慮した上での、また予算の範囲内での支出というふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 嘱託職員の場合、合併後10年間の間に、一度、少し昇給したということをお聞きしておりますが、基本給はほとんど変わっていないと聞きますが、正職員の定期

昇給分との格差は生じていないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 嘱託職員におきましても、一定、時間当たりの単価でありますとか、そういったものは順次見直しをさせていただいております。正職員の定期昇給等と比較をいたしますと、必ずしも同じような伸び等にはなっていないという状況でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それで、しかし、この規定ですと、これは同一賃金ということになりますので、格差の分は、これは埋めてもらわなければいけないというふうに思っていますので、それは検討願いたいと思います。

嘱託職員に関する規定第5条第1項で、嘱託職員が退職するときは退職金を支給しないものとするとして定めておりますが、これは同一労働であれば、支給すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 嘱託職員におきましても、冒頭で町長の答弁がありましたように、期間の定めがあるということでございますので、退職金につきましては支給はしないものでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 嘱託職員に関する規定は平成21年9月1日に制定をされておりますが、労働契約法が平成24年に改正されましたことから、本規定は同法第20条に抵触すると考えられる条項があり、上位法に準拠した改正が必要ではないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現行の規定におきましても、一定、文言等の修正の必要もあるということでございますので、見直しのほうを今後していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 正職員と同一労働の嘱託職員等の労働条件の格差は、財源の問題もありまして、今すぐ解消できるとは私は思っておりません。しかし、これは改善すべき問題であるというふうに思います。したがって、財源が余り必要のない休暇制度など、できるものから行っていただきたいと。

安倍総理が提唱されている一億総活躍プランの中に、同一労働同一賃金が目標として入っております。法改正もすると述べられております。全ての職場で生き生きと希望を持って働いてもらうためには、労働条件が同一であるということが必須条件であります。そして、これからは人材不足の時代が到来すると予測しておりまして、人材確保の観点からも、労働条

件の整備を行っていく必要があることを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成28年第2回定例議会におきまして、通告書に従い、次の3点について、町長と教育長にお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、子育て支援についてお伺いします。

一つには、子どもの貧困について、町長にお尋ねしたいと思います。

特に昨今、子どもの貧困が大きく取りざたされております。2013年、平成25年に、子ども貧困対策の推進に関する法律が制定をされました。この法律は、都道府県に対して、子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるものとするとの責務が規定をされ、現在、全ての都道府県で計画の策定が進められております。

政府が公表している日本の子どもの貧困率は16.3%（平成24年）であります。これは厚労省が3年ごとに実施する国民生活基礎調査によるもので、平成18年は14.2%、3年後の平成21年が15.7%と、1.2%増えております。そして、平成24年には、16.3%、子どもの貧困率が増加をしております。

OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、国民の所得中央値の半分を貧困線と定めております。これをもとに、日本での所得中央値は244万円で、その半分の122万円が貧困線としております。この計算方式による子どもの貧困率の割合が日本では6人に1人の16.3%ということであり、OECDに加盟する34カ国中、日本は下から10番目に悪い水準であります。これでは先進国とは言えないのではないのでしょうか。

また、日本の47都道府県のうち、山形大学の戸室准教授が独自の子ども貧困率調査をいたしました。それによりますと、京都府は17.2%と10番目に貧困率が高く、また、総務省の統計では、非正規労働率は、京都は41.8%と3番目に高くなっております。こうしたことも、子どもの貧困にはさまざまな要因があろうかとは思いますが。

そこで、町長にお尋ねをしたいと思います。

都道府県によって、生計費水準や物価水準は多少異なりますが、個々の子どもの貧困の実態に迫るためには、本町においても調査が必要と考えますが、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子どもの貧困の実態把握につきましては、国の大綱において、都道府県が調査をして、事業計画を定めることとなっております。平成27年3月に策定されまし

た、京都府子どもの貧困対策推進計画において、京都府の状況につきましては、一定、調査をされている経過や、今後、実態把握の調査研究の実施も計画に上げられております。貧困対策につきましては、国、府と連携して取り組むことが重要であり、現時点におきましては、単独で実施する考えは持っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 府のほうでは既に調査をされていると。国のほうからそういったことで言われておりますので、しておりますが、町としてはしないということであります。しかし、本町としての実態をきちっと把握するためには、やはりそういった貧困の対策ももちろん必要でありますし、実態をきちっと調査して把握しておかないと、対策もとれないと思うんですよね。

先ほど、貧困線の計算方式ということで、244万円のうちの半分が貧困線やということをお私先ほど言いましたが、この計算方式というのが、これが当てはまるかどうかというのも、私ももう一つそこまではわかりませんが、二世帯、二世帯ですね、親一人、子一人の場合、ルート2を掛けた173万円の半分が貧困線ということです。先ほどの244万円というのは、4人世帯で親御さんと、そして子どもさん2人ということで、それが貧困線と、122万円が貧困線ということを書いてありましたので、やっぱりそういった、調べようと思えばできるはずですので、やはり、町独自できちっと町内での子育て世帯における、また、そういった今の貧困世帯における実態を把握するためにも、ぜひ、府からおろされるというよりも、独自でそういった調査をして、実態を把握するべきではないかと考えますが、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実態把握ですけれど、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもの視点に立ち、その生活や健やかな成長を保障すること、貧困の連鎖を断ち切り、次世代を担う人材の育成をすることが大切であると考えている。こうした観点で、現時点では単独で調査をすることとはしておりませんが、今は国と府と連携して、実態把握の調査研究を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 押し問答になりますので、次の質問をしたいと思います。

2つには、昨年度、平成27年度の合計特殊出生率は1.46と厚労省からの発表がされ

ております。前年度比で0.04ポイント増となったものの、人口維持に必要とされる2.07にはほど遠く、少子化に歯どめはかかっていないのが現況であります。

内閣府が行った意識調査で、希望する人数までの子どもを増やしたいかとの問いに対し、4割以上が増やさない、増やせないとの回答があったとしています。これは、低賃金、不安定雇用の非正規労働が一向に改善をされない社会で、結婚、出産、子育てに不安があるのではないのでしょうか。

本町では、平成31年度までの5年間の子ども・子育て支援事業計画が、昨年の平成27年度3月に策定をされました。この中での、望ましい子育て支援策の子ども・子育てニーズ調査、これ、平成25年度に実施をされております。これによれば、子育てにおける経済的負担軽減が、就学前児童調査で71%、小学生調査で55.6%と最も多くありました。次に、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し促進が、就学前児童調査で46.9%、小学生調査で32.2%となっております。このことから見ましても、やはり、経済的負担の大きさや社会保障への不信、不安定雇用などがこうした少子化を加速させている要因になっているのではないのでしょうか。

こうした保護者への負担、少しでも軽減する施策として、第3子の保育料無料化と同様に、本町独自で小中学生の給食費の無料化に取り組む考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 給食費につきましては、学校給食法に基づき、一定の負担をいただいております。無償化は考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま町長はそういった無償化は考えていないということですが、先ほど、やはりニーズ調査でもあったように、子育て世帯にとっては、そういった教育費とか保育にかかる経済的負担が大変重いということが、結果がパーセントで出ているわけなんですね。

私、私のわかる範囲内で調べてみました。全国でも数多くの自治体で給食費の無料化や何らかの助成をしております。14自治体が無償化しております。そういった自治体のほかの子育て支援を見ますと、やはり、医療費も無料化、バス代も無料化、そういったこともされております。これまで町長もそういった子育て支援はしっかりとしているということをおっしゃっておりますが、これまで以上の支援が今求められているんじゃないかと思います。こういった14自治体を見ましても、学校給食の無料化が実施されるという共通の背景には、

少子化や過疎化を何としても止めたいという強い思いで、真剣に検討して、まちづくりの大きな柱として実施しているのが実態ではないかと思います。

再度お伺いしたいと思います。やはり、検討する必要はないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ずっと検討しておるんです。まず、私の言わんとしているところは、例えば、50、50でいいですよ。50は負担能力があると。50は困ってってやというときに、50に合わせて徴収しなかったら、こういうことの維持ができないという実態が財政的にあるということをおっしゃるんですね。そやから、困っていらっしゃる方が本当は50もいらっしゃらないかもわからんけれど、それはそれのほかの措置をとったほうが、負担できる人まで負担しないでいいよということにならんように、常に考えているということをお答えしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ずっと検討していただいていると。大変、心強いことをおっしゃいましたが、そうであれば、やはり、そういった実態を、貧困率とか貧困線とか、先ほど私、一つ目に言いました。実態をしっかりと把握した上で検討していただきたいと思います。

ちょっと私も教育委員会のほうにお伺いしましたら、3子以上で小学校は126人が対象であると。そして、中学生においては、第3子以上が59人ということであります。月で小学生は126人を掛けましたら、月額4,000円なので、50万4,000円、そして、中学生の場合は24万8,000円ということが財源的には出てきますが、これ、定かではないという教育委員会からの、重複している部分も、ちょっと定かでない部分もあるわけで、はっきりとした人数とは言えませんが、やはり、こういった金額でできるということを町長もしっかりと把握しておられるのではないかと思います。

その点、もう一度、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、議員さんが述べられたようなことを勘案して検討しているというふうに理解していただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 3つには、共働き家庭にとっては、子どもが急病になったときほど、本当に大変であります。子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査でも、「仕事と子ど

もの両立で大変なこととは何か」という問いに対して、子どもの急病時の対応が52.2%と最も多く、急には会社を休むことができない保護者の方にとって、看護師など専門による病児、病後児保育事業の実施は大変喜ばしいこととあります。平成31年度を目途に1カ所整備するというところでありますが、具体的な検討時期はいつ頃と考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 病児、病後児保育につきましては、医療機関との連携、あるいは開設場所や専門職の人材確保等、課題も多く、十分な対応ができるように条件整備を考慮する必要がありますと考えております。今後、近隣市町の状況も調査し、認定こども園の開設も含め、具体的な検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 看護師をどこに置くかということも、そういった条件をきちっと整備しなければいけないので、一定の時間はかかるかと思いますが、ただいま町長がおっしゃいました、府の状況を調べました。

平成27年度の実施状況ですが、自治体で12市1町が実施されております。この病児、病後児保育事業ですよね。そして、43施設設けておられます。近隣の市町を見ましたら、亀岡市、福知山市、舞鶴市、綾部市がありました。近くにも、こういったこともされておられますので、ぜひまた、そういった問い合わせするなど、できるだけ、やはり、保護者のニーズ調査では、3割の方がお願いしたいというようなことも書いてありましたので、早い時期での実施、要望をお願いしたいと要望しておきます。

次に、4つには、認定こども園について、教育長にお尋ねしたいと思います。

子ども・子育て支援新制度において、幼保連携型認定こども園の基準が見直され、幼稚園と保育所のよさを生かした形での運営が可能としたことから、本町では目指す幼児教育・保育の考え方と合致するとして、本年度から教育委員会に認定こども園建設推進室を設置いたしました。

そこで教育長にお尋ねしたいと思います。

本町では、幼稚園が一つ、須知幼稚園ですね。保育所がそれぞれ各地区に一つずつありまして、3つあります。わちエンジェルとみずほ保育所においては、幼稚園までの距離的要件も踏まえて、町独自の施策で認定こども園に準じた取り組みをしております。今回のこういったこども園の建設推進室を設けられた対象とするのは、やはり、須知幼稚園と上豊田保

育所を対象と考慮しておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、ご指摘をいただきました上豊田保育所、須知幼稚園に加えまして、みずほとわちに置かれていますそれぞれについても、ほぼ同時期に認定こども園と同じ取り組みができるように考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、教育長から教えていただきました。上豊田にしても、須知幼稚園にしても、大変建物は老朽化しておりますので、ぜひ、保護者にとっては一日も早いそういった建物をきちっと整備していただきたいという要望もたくさんあるかと思いますが、こども園の建設について、検討する組織の構成、そして、大体何人の方がこういった検討委員会というのですかね、その検討をされるのか、また、その協議内容ですね。そんなんも経過報告ということもするべきではないかと思いますが、その点お伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず、庁舎内の関係部局で組織をします京丹波町認定こども園開設準備委員会の設置に向け、現在、取り組みを進めております。委員構成としては、教育委員会から教育次長、学校教育課長、そしてまた、町長部局からは子育て支援課長、各保育所長、幼稚園長、また、総務課長と10名程度で組織をすることとしております。協議内容については、町長、そしてまた、教育委員会に報告を受けた後、京丹波町子ども・子育て審議会に具体的に諮問をしていきたいと考えております。なお、審議の内容については、随時公表していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 10人程度で協議されるということで、そういった経過報告もきちっとしていただけるということではありますが、今、大阪のほうでしたかね、認定こども園を建設するに当たって、保護者の方が勝手に決めんといってくれと。今まで行けたところよりも、これまで10分で行けたところが、もう30分かかるんだというようなお母さんの声もありました。それを送り迎えするのに勤めなければいけないのに、何で勝手にそこを決めてしまうんやというような、私はちょっとニュースを見て、ちらっと思ったんですけども、やはり、そういった協議の過程をきっちり報告をすることは、保護者の理解を得るためにも必要であります。ぜひ、そういったことはしていただくと同時に、やはり、何でもそうですけれども、メリットとデメリットはあると思うんですね。メリットばかりがあるわけで

はないと思うし、デメリットばかりもあるわけではないと思いますので、やはり、そういったメリットやデメリットも、こういうことがありますよというようなこともきちんと示しておくべきではないかと思いますが、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 認定こども園を設置しますメリットとしては、利用する子どもたちの立場に立って考えていきたいと思っています。特にメリットとしては、京丹波町全ての就学前児童に同じ条件のもとで総合的な教育、保育環境を整えることができる。あるいは、少子化が進む中、対象児童の枠組みを広げることで、必要規模の集団を保ちやすい、あるいは、保護者の就労の有無にかかわらず利用が可能のため、転所等の必要もないなど、そうしたメリットがあるのではないかと考えております。

なお、児童福祉法とそして学校教育法の異なる法的根拠のもとで現在、運用されていますので、それを一つにした認定こども園ということでもありますので、それぞれ、例えば保育時間、あるいは休業期間等の違いなど克服すべき課題は幾つかあると考えておりますが、十分時間をかけて検討することにより、就学前児童にとって、よりよい認定こども園になるよう、関係者ともども知恵を集めまして、取り組んでいきたいとそのように考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 5つには、遠距離通学へのバス代の負担について、教育長にお尋ねをしたいと思います。

このバス代の無料化については、3月議会でも他の議員がやりましたし、私もこれまで4回してまいりました。その都度、これまでの教育長の答弁は一貫して、一定の負担は願いたいとのことでありました。しかし、この3月議会での松本教育長の答弁は、近隣市町村の状況を見て検討するとの答弁でありましたが、子育て支援の一環として、さらには教育環境の充実を求める観点から、遠距離通学を強いられている児童生徒のバス代の保護者負担をなくすべきと考えますがどうでしょうか。私が知るところでは、バス代の無料化、実施しているのは京丹後市と亀岡市の東別院、そして、南丹市であります。検討された、その結果をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ただいま3月議会での答弁いただきましたと。正確に言いますと、近隣の状況をよく把握をして研究をするという答弁をしたかと思っているのですが、現在も、ただいま幾つか具体例をお示しいただきましたが、近隣市町村の状況を把握をして、引き続

き調査研究をしていると、そういう状況でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 私は前向きに捉えまして、一步進みよるかなという思いで質問させていただいたんでありますが、そういった近隣町の、してはるところの調査研究をしたいということでもありますので、やはり、教育長もそういった学校、教育関係に精通されたお方でありまして、そういった遠距離通学を、小学生なんか特に、これまでは歩いて行けた所が統合に、これはそれぞれの行政の主導のもとで統合したことでありますので、やはり、遠距離通学を強いられたということは、やはり保護者にとっては負担でもありますし、子どもにとっても負担であります。それがさらにこういったお金を負担するということは、やっぱりこれは不公平やないかと思えます。歩いていける範囲やったらお金は発生しなかったんですね。だから、その点も、南丹市なんかでも、このたび統合されました。それを期に無料化したということやと思うんです。ぜひ、そういったこともしっかりと調査して、前向きに検討を願いたいと申しておきます。

2点目に安心・安全なまちづくりについて、町長にお尋ねをいたします。

一つには、空き家対策についてであります。国においても、倒壊の恐れがあり、防災や治安への懸念がある空き家の撤去や有効利用を促す特別措置法が成立をし、平成27年度から施行をされております。平成27年度の3月議会での答弁では、実施把握と対策の体制整備に努めるとのことでありましたが、取り組みの状況を伺いたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年5月の空き家等対策の推進に関する特別措置法全面施行に伴いまして、本年度、空き家等の調査を実施する予定にしております。実施時期としましては、夏頃に業務を発注し、年度内に空き家等の調査及び調査結果に基づく台帳作成をしまして、町内全域の空き家状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 本年度、夏頃から調査をしたいということでもあります。平成26年度時点でお聞きしたときには、そういった苦情が9件寄せられて、そのうち、解体撤去の要望というのが4件ありました。これは住民課長からの答弁やったと思うんですけれども、その解体撤去、やはり、解体撤去ということは、私も知っているところでも、本当にこれ、大きな台風など来たら、隣近所の方には大変迷惑をかけるんやないかなというのも見えておりますので、そういった現場はどうでしょう。見ておられるのかどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 町内でそのような苦情とかそういうものもあるとは思いますが、まず、本年度は京丹波町内の空き家の状況を、把握できてない部分もありますので、把握させていただきまして、今後はその結果に基づきまして、空き家の有効活用や危険空き家の指導等に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 調査をするということであります。京丹波町全域になれば、大変多くの空き家の数ではないかと思っておりますので、やはり、それぞれの区長さんの協力等も受けながら、各集落の状況、そして、やはりきちっと調査票などを作成されて、そこに記入をするなどして、町全体の状況の把握をする必要があるかと思うんですけれども、その点はどのように考えておるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 本年度のスケジュールにつきましては、現地調査により、空き家と思われる建物を住宅地図へ落としまして、調査の結果を台帳データベースにて作成いたしまして、その結果の内容を各行政区の区長さん等にお知らせをさせていただきまして、確認をしていただきまして、最終的にそれを集計いたしまして、台帳のほうを作成したいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 空き家対策は、先ほど課長もおっしゃったように、空き家の有効活用というのも大変重要であります。本町では、空き家の有効活用及び定住促進による地域の活性化を図るために、空き家情報バンク設置要綱が平成22年12月に設置をされまして、5年経過をいたしました。この間、空き家の登録申し込みは何件ほどあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き家の活用の面では、空き家情報バンク制度によりまして、京丹波町への移住希望者に空き家情報を提供しているわけですが、平成27年度には制度を通して、4件の成約があったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、町長から4件ということではありますが、それが私は多いか少ないかということはちょっと察しできませんが、やはり、こういった空き家を放置しないということが、危険な家屋を増やさないということになるのではないかと思います。やはり登録を促すための対策というのは考えておられるのか、また、メリットなど、登録することによって、こういうことがメリットになるよというようなことも必要ではないかと思いますが、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 空き家情報バンク制度につきましては、先ほどございましたように、平成22年から要綱を設けまして、実施をしておるところでございます。現在のところまで、登録の累計件数でございますけれども、39件登録をいただいております。そのうち、先ほど町長の答弁にもございましたように、平成27年度では4件、今までの全部で成約したものについては8件というような状況になっておるところでございます。

また、現在の物件の紹介件数については13件というようになっておりまして、この制度の周知につきましては、毎年、実施をされております、それぞれの地区の区長会のほうで事業の紹介をさせていただいておるところでございます。

また、空き家の改修等につきましては、京都府の事業等を活用しまして、「明日のむら人」移住促進事業というもので、若干の費用負担の部分も助成をさせていただいておるといようなことで、そういった情報も提供していきながら、地域の移住者の確保にも努めてまいりたいということで、今後も引き続き、周知徹底を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） これまでに8件ということで、平成22年度に設置してからということでもあります。できるだけ多くの人口を増やすためにも、移住してきていただくということを大変、進めることは大事でありますので、さらにそういった登録等の助言も、もちろんしなくてはいけないと思いますが、進めていっていただきたいと、努力をしていただきたいと思っております。

2つには、空き地の管理についてお伺いしたいと思っております。

この質問に関しても何回かお尋ねをして、対応を求めてまいりましたが、一向に改善をされていないのが現状であります。火災で民家が類焼した場合、誰が責任をとるのか、こういったことも聞かれます。故意に放火するというか、たばこをぽんとほかすことによって雑草火災、それによって民家が類焼するということも考えられますので、そういったこともある

方は心配をされておられます。そして、そういった雑草が繁茂することで死角となることから、防犯面についても心配をされております。持ち主への指導はもちろん、これまで以上にされておられるかと思いますが、町として、何らかの対策を講じるべきではないかと考えますが、町長、お考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き地の管理につきましては、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例に基づきまして、空き地管理者の義務として、繁茂した雑草、あるいは枯れ草、または投棄された廃棄物を除去するなど、空き地の周辺の生活環境を害さないよう、適正に管理するよう義務づけられております。

空き地の近隣住民から苦情等があった場合には、まず、文書による指導を行っております。場合によっては、電話による指導や訪問等により対応したケースもございます。

今後においても、指導後の履行を確認させてもらって、依然として不履行の場合は、関係各課及び関係機関と連携を図り、根気強く指導を重ねてまいります。

また、懸念が示されました、あるいは対策ができていないのかという段ですけれども、雑草火災が頻発します春から初夏にかけて、消防団の皆さんに開発団地を中心にパトロールを実施していただいております。雑草を燃やしている方を見かけた場合には、注意喚起のチラシ配布、あるいは口頭での注意など、防火を呼びかけております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） パトロール等も消防団の方によってされているということですが、町としても、町道等の管理もありますし、パトロールを町職員、人数的なこともあるかと思いますが、常にパトロールをしていくということも必要ではないかと思っております。

この間、そういった苦情によって、そして、指導することによって解決をした件数というのを把握されておりましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 空き地の苦情につきましては、特に分譲住宅が多ございます。主に雑草及び雑木の繁茂に対するものがほとんどでございまして、所有者の実情といたしましては、居所不明の方でありますとか、町外に住んでおられる方なり、高齢の方なり、療養中の方が多いということで、なかなか自力による管理は不可能でありましたり、また、管理を委託するにも経費がかさむといった理由だとは思っておりますが、なかなか解決に至らないのが現状でございまして。

シルバー人材センター等に委託されまして、草刈りでありますとか、対応された空き地もあるわけですが、いかんせん相手が雑草でございますので、定期的な管理をしない限り、また同じ状況となりまして、抜本的な対策を講じない限りは、最終的な解決に至らないわけでございます。

そういったところから、何件ということで把握はしておりますが、また生えてきたりするという繰り返しでございまして、一旦は切ってもら、刈ってもらいもあるんですが、また、同じ状況に戻ってしまうというようなことで、所有者には管理責任をきちっと果たしていただくように粘り強く指導していき、また、相談にも乗りながら対応していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） これまでから、そういった所有者に対しても指導するなり、そして、わかっておられても、年齢を重ねておられて、自分ですということも、またお金も必要ということになるので、頼んだ場合、そういうことで、なかなか進んでいないという、今の課長の答弁であろうかと思えます。

しかし、そこに住んでいる方にとっては、そうでは、なかなか済まされません。この間も突然イノシシが、朝というか、9時かそのくらい、歩いておられたら、草が生い茂ったところから出てきて、もうびっくりしましたと。そういったことも、声も聞いております。

けがをしてからでは、その方にとってももちろんそうですけど、火事でもそうですけど、そういったことも町の責任として、町道にはみ出した草はもちろんあります。狭めております、車道を。そういったことも町の責任として、刈っていくべきであると思えますが、その点、もう一度お伺いしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今も議員さんおっしゃっていただきましたように、随時そういった状況を住民の方なり、通られた方なり、連絡を受けて、即座に現場を確認して、対応しておると。町道につきましても、土木のほうと連携をしながら、また、府道であれば土木事務所と連携をしながら、そういった場所を確認して、早急に対応させていただいておるといような状況でございます。

民地につきましても、状況は確認できますが、即座に対応するというのは、所有者もございまして、先ほど申したような状況ではございますが、できるだけ早い対応を心がけて、日々取り組んでおるところでございますので、ご了承願いたいと思えます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 住んでおられる方の生活、そして安心・安全を守るためにも、町の仕事として、やはりきちっと対策を講じていただきたいことを申し上げておきます。

3点目には、消費税について、町長の見解を伺いたいと思います。

安倍首相は、来年の4月から消費税10%に引き上げるとしておりましたが、2019年、平成31年10月の2年半、再延期することとしました。平成26年4月に5%から8%に消費税を上げた結果、家計の消費が落ち込み、やはり、予想以上であることを認めざるを得ません。

消費税8%に引き上げる際、国民に消費税増税分は全て社会保障に充てるとして総選挙で宣言をしました。しかし、平成27年度の消費税増税分8.2兆円のうち、社会保障の充実に充てられたのはわずか1.35兆円で、16%でありました。消費税の引き上げで潤っているのは富裕層や輸出を中心とした大企業だけであり、低所得者や中小企業の事業所などにとっては、消費税ほど重い税負担はありません。

商店や事業所の実態調査を実施するとともに、財源を消費税に頼るのではなく、大企業への法人税を軽減するなどの優遇税制はやめさせて、富裕層には相応の負担をさせ、軍事費を減らすなど、税金の使い方を変えることで、財源をつくることができるわけであります。

こういったことも、やはり消費税というものは低所得者にとって、一番重い税金であるということを私は、町長は消費税は賛成ということでありましたが、やはり、そういった低所得者にとってほど重い負担となっております。そのことを考えても、国に対して、消費税中止を求めるべきであると思います。その2点を商店や事業所の実態調査、それと、国への中止を求めることのお考えはないかをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 商店や事業所の実態調査を町が独自に実施し、分析等を行うことは困難とまず考えております。

消費税は社会保障財源の安定確保等に寄与するものと考えておまして、先にそういう答弁をしたかと思えます。そうした消費税ですが、10%への引き上げの時期につきましては、国において、経済情勢等の総合的な観点から適切に判断されるものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 商店や事業所の実態調査はできないということではありますが、なぜできないのか、その理由をお伺いしたいのと、やはり、この消費税は安定確保であるとおっ

しゃいますが、先ほど、10%先送りにしました。これを、もし実施した場合、試算をされておきまして、軽減税率を導入いたしましても、年収200万円以下の世帯には年収比6.7%が消費税の負担となります。その一方、1,500万円以上の世帯に対しての年収比は、2.4%と、この差があります。低所得者ほど税金が大変重い負担となっているということでもあります。これこそ不公平税制ではないかと私はと思いますが、その点、先ほどの2つ、お伺いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、町内の商店と事業所の実態把握調査でございますけれども、一定、軒先といいますか、立ち寄りでの調査というのは商工サイドでも実施をされているところでございます。どちらかといいますと、そちらの状況なんかを加味をするといったところにとどめておきまして、町として独自に細かな調査を実施するという事は行ってない、行わないこととしておきまして、一定、そういった商工サイドでの企業の経営状況とか、そういった部分からの町内の事業所の状況といいますか、そういう部分は一定把握は可能かというふうには考えております。

また、本町への消費税の影響という部分でございますけれども、一定今回消費税率も先延ばしというふうになったわけでございますけれども、本町におりてまいります消費税分の引き上げの部分、社会保障財源となるべき部分につきましては、適切にそういった分野に予算の配分も行いながら、財源として活用をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 実態調査というのは、町独自では調査しないと。そういった商工会とか、そういったことで把握をされているというふうに今、課長はおっしゃいましたが、ということは、やはり、商工会に加入されている方は、その中の状況はわかるということでもありますので、そのことを町としてもちゃんと把握ができていますかどうか。

その点をお伺いしたいのと、本町での消費税の影響は一応、適切に活用しているということではありますが、やはり、私が一番思うのは、消費税に頼っているからこういうことになるんじゃないかと思うんですよね。社会保障とか介護でも、これまで消費税を充てますよ、充てますよと言っているのに、やはり充てていなかった。平成27年度なんかもそうではありますが、今回でも先送りしたということは、それだけ家計への消費が大変厳しいということで、みんな切り詰めてきたということもありますので、それだけ消費税というものが不公平な税制ではないかと、その点も考えます。

ただいま、商工会のほうでちゃんと把握されているかどうかというのを、町のほうもきち

っと把握されているのかどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 商工会とは申し上げておりませんで、私どもの商工観光課のほうも連絡会議とか持っておりますので、そういったところで一定、企業の状況というのは把握をしておりますので、実態というのは、おおむね把握ができていたという状況でございます。

また、消費税の関係につきましては、最終的には国によって判断をされている、一つの財源として判断をされているところがございますので、そちらのほうをしっかりと見定めながら、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） これで一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時55分まで。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

○2番（東まさ子君） それでは、平成28年第2回定例会における私の一般質問を行います。

まず最初に、4月に起こりました熊本地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意をささげるとともに、被災された方々が一日も早く健康回復と生活再建が実現されるよう、お祈りをいたします。

質問の第一は、防災対策について伺います。

4月14日の夜と16日の未明、震度7が襲った熊本地震は、その後も大きな揺れが繰り返されるという、過去の震災にない特徴によって、これまでになかった被害が起きました。耐震補強をした建物も強い揺れが繰り返される中で大きな被害を受けました。

そこで今後の防災体制、施策において、このような地震の想定も必要となりました。このことを踏まえて、本町の防災体制について、新たに講じるべき対応など、留意すべき点など、町としてつかんでおられましたらお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 熊本地震につきましては、専門家の間でもまだ評価が固まっておりません。今後、専門家による評価が固まり、国において耐震基準などについても見直されることがあれば対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 災害対策基本法は、災害対策を、予防対策、直後の応急対策、事後の復旧対策としております。昨日の質問でも町管理の避難所である生涯学習センター及び旧須知小学校は、耐震化も含め、利活用を考えるとありました。そして、学校は耐震化が完了しているということでありました。

そこで今、町長の答弁にもありましたけれども、文科省は学校施設について、避難場所としての役割を果たすことから、一般のビルやマンションよりも1.2倍程度の強度の耐震性を求めてきました。しかし、国の耐震化指針が地震の発生しにくい地域では強度を割り引くことを認めているために、熊本県では首都圏と比べて耐震化の基準が低く抑えられておりました。そのために、多くの学校施設が壊れました。また、建物の骨格部分ではない天井や照明器具、外壁など、非構造部材の地震対策が終わっていないために、天井が落下するなどの恐れがあり、避難所として使用ができませんでした。本町の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 学校関係の耐震補強は終わりました、本年度、非構造部材についても耐震補強の工事を今、予算を上げて、入札執行中となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 熊本県では、そういうふうに低く耐震化の強度の基準が抑えられておったということではありますが、本町ではどのような、そういうことになっているのかどうか、お伺いをいたします。

避難所ということであるので、ある町では、強度を強くしていたために何ともなかったということも報道されておりましたけれども、本町はどういうふうに基準をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 国の基準どおりとなっております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 熊本では、大きな地震が連続する中で、避難してきた方は体育館などの公共施設の避難所、自家用車での車中泊、路上での避難生活、心配しながら家に戻った方などありました。また、水、電気、ガスなどのライフラインの断絶ということや、避難生活

も深刻な状況が報道されておりました。

支援物資、避難所の環境など、また、人員体制など、本町の避難受け入れ計画、特に原発のときには3,500人という受け入れになっておりますので、その点については、きちんと受け入れ体制はできているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町、あるいは近辺で発生する災害等につきましては、町の防災計画によりまして、土砂災害でありますとか、原子力災害でありますとか、そういったそれぞれの災害に対応し得るように、計画のほうに位置づけておりまして、その計画に基づきまして、避難所の開設でありますとか、避難の誘導でありますとか、物資の関係でありますとか、そういったものも計画に基づき対応することといたしております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 昨日の森田議員さんの質問にもありましたけれども、避難生活の状況が非常に改善すべきことがあるということが指摘をされております、今回の地震で。段ボールの簡易ベッドの整備など、雑魚寝の改善にもなりますので、積極的に取り組みをいただきたいと私からもお願いしておきます。

また、入院患者や体の不自由な高齢者、障害者などの自力避難が困難な方と避難行動要支援者の避難計画や受け入れ体制について、区長や民生委員さんの協力を得て行うということで、昨日もありましたけれども、病院や福祉施設の避難計画策定はできているのか。また、民生委員・児童委員さんや区長さんなどへの説明はきちんとできているのか。各人ごとの避難計画はできているのか。また、要支援者は何人おられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、民生委員さんの関係でございますけれども、毎年、民生委員・児童委員協議会のほうで統一をしていただいております。まず、そういう警報とかが出た場合には、民生委員さんのほうに連絡をさせていただいたり、また、避難準備情報等が発表された場合には、民生委員さんのほうから声掛け等をしていただくような状況となっております。

続きまして、災害時要援護者のリストの関係でございますけれども、町内で、平成28年5月30日現在になりますけれども、おおよそ3,500人程度となっております。そのうち、こういうリストを活用することによりまして同意をいただいております方が1,553名となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 守秘義務というのがありますので、半分くらいの方から同意を得ているということではありますが、これは申請をされるときに、そういう文言を入れておいて、その同意となっているのか、そういう文言が入っていなかったために、その同意が得られていないのか、それはどうなのでしょう。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それぞれ申請で同意をいただくかということにさせていただいております。ただし、本当に大きな災害が起こった場合には、災害対策基本法に基づきまして、そういう同意を得られない場合でも、情報を提供することが可能な部分もありますので、つけ加えさせていただきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の調査が終了した時点で、昨日も平成29年には新しい防災マップをつくるということでありました。水防施設として、マップにも載っておりますが、ため池ですね。町の観光スポットであります琴滝の上流にもため池が2つありますけれども、これらの安全性は確保できているかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度において京都府が実施しましたため池一斉点検の結果に基づいて、特に重要と判断されたため池については、府の詳細調査の結果を地元伝えております。

全国的に整備事業の実施は国の予算確保が厳しい状況にあるため、堤高、堤の高さですが、堤の高さが高く、下流に住居、施設等があるため池につきましては、ソフト事業を活用し、ハザードマップの作成をし、町からの防災情報により事前に避難できるよう啓発してまいります。

一方、整備事業に係る財源の確保については、京都府や土地改良事業団体連合会など、関係機関とともに、引き続き、国に対して要望してまいりたいと思っております。

また、台風等の接近により豪雨が予想される場合は、ケーブルテレビ告知放送により、事前に貯水位、貯めている水の量のことですが、を下げるよう啓発しています。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 琴滝の上のため池については、民家がありますし、あと縦貫道も走っているということで、安全性が確保されなくてはいけないと思いますが、町独自のため池整備事業もありましたので、なかなか関係団体の中で財源をもってというのは、なかなか困難なこともありますので、危険であるとするならば、そういう町単独のそういう整備事業を活用してするとも言っておられますけれど、安全を確保していくことが必要だと思っております。ということで、琴滝は一体どういうふうに府の調査ではなっていたのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 京都府が実施いたしましたため池調査におきまして、本町では防災重点ため池ということで8カ所を指定しておるところでございます。

詳細な調査の結果でございますけれども、ただいまご指摘がありました琴滝の上にありますため池、2つあるわけでございますけれども、地震に対する判定が若干厳しく判定をされておるところでございます。豪雨に対しましては大丈夫やというような判断もいただいております。

また、琴滝の周辺のところでございますけれども、京都府のほうが治山事業を実施することということで、もう既に治山ダムが1基できておるかというように思えますけれども、もう1基につきましては、平成29年度に設置がされるというようなことで、京都府のほうから情報をいただいております。

いずれにしても、整備事業につきましては、地元負担も発生してくるというようなことから、国の整備事業の活用が一番有利と考えております。また、地震に対する対策につきましても、国のほうでも検討されておりますけれども、なかなか地震に対する堤体の工事の、これがよいというようなものがなかなか今現在出ておらないような状況でございますので、今後、それらの情報をもとに、地元との調整を図りながら整備をする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、原発問題でお聞きをいたします。

事故が起きたときの避難計画については、本町の原子力災害住民避難計画では、5キロから30キロ圏内の和知地区の避難先、これは30キロ圏外の町内の各地区が受け入れ先となっております。先ほども言いましたけれども、避難者数は3,500人となっております。バスの確保など、また、人の体制など、準備はできているのか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大飯、高浜発電所において原子力災害が発生した場合に、UPZ圏内となる和知地区の住民は、丹波、瑞穂地区への避難を計画しているところでございます。地区ごとに避難先を割り当てて、受け入れできるよう計画しております。今後もこれらの内容を周知するよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） バスの確保はどうなっているのか、きちんとできているのか、お聞きをしておきたいのと、それから、原子力防災計画では、放射性物質が放出された後でも、屋内退避のままで空間線量が500マイクロシーベルトを超えるとようやく避難指示が出されるということでもあります。500マイクロシーベルトは住民被曝限度であります年間1ミリシーベルトにわずか2時間で達成する数値であります。こうしたことでは、遅過ぎるのではないかなと思うんですが、屋内退避で待っているというのは。その点、どう考えておられるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、バスの確保でございますけれども、町内に町営バスを保有をしておりますし、そのほか、事業所等のバスもあるわけでございますけれども、直ちに全ての住民の方を一斉に避難をさせるということではございませんので、何回かのピストン運転によりまして、住民を避難をさせるという方法によるものでございますので、一定バスにつきましても、現有車両で対応が可能というふうに考えております。

また、屋内退避の関係でございますけれども、まずは屋内に逃げていただくというのが第一段階としております。その後の原発の状況等によりまして、順次、対応がなされるものというふうに思っておりますので、必ずしも家の中にいるのが危険というものではございませんので、そこら辺につきましても、国の判断なり指示に基づきまして、対応をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 屋内退避で500マイクロシーベルトで指示が出るということですが、これでは2時間でそういう限度に達するという数値であるということなので、こうした避難計画では本当に健康が危ないという、被曝してしまうということになりますので、これは国のほうでもきちんと見直すべきものであります。

次に、スクリーニングでありますけれども、これは誰がどこで実施をされるのか、お聞き

をいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波自然運動公園において実施されることとなっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そしたら、和知から避難されてきて、自然公園まで行かれて、そこでやっと検査をされるということになると思うんですが、府のほうではそういう計画になっておりますけれども、こういうことでよいのか。もっと30キロ圏外の近いところであるべきではないのか。そういう点についてはどうなんでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町の原子力防災住民避難計画によりまして、スクリーニングにつきましては、京都府なり日本赤十字社等が行うこととなっております。また、京都府の計画におきましては、丹波自然運動公園というふうになっておりますので、それ以外につきましては、また実施場所なり、実施体制等、他の施設等で実施をするという必要が生じる場合は、別途指示を受けるというふうになっております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 福島原発事故による被害の範囲を見ても、50キロ圏内の本町全体の避難計画が必要ではないかと思えます。国が今年3月、避難者受け入れに係る指針を出しておりますけれども、これでも圏外も対応の必要性を示していたのではないかなと思うんですが、対応が必要ではありませんか。お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原子力災害対策指針におきまして、UPZの30キロメートル圏を一定の目安として計画を策定することとされていますが、UPZ外については、事態の進展に応じて、UPZと同様に屋内退避を行う必要があるとされております。原子力災害発生等における避難者の受け入れに係る指針におきましても、UPZの30キロメートル圏を基本としております。

原子力規制庁のUPZ外の防護対策の考え方としましては、放射性物質の影響は放射性物質の放出源からの距離に応じて減少するため、放出源近傍では、あらかじめ手厚い原子力災害対策を用意しまして、遠方の区域では状況に応じて弾力的な対応をとることができる原子力災害対策をとることが合理的であるとされております。

したがいまして、UPZ外につきましては、緊急時モニタリングによる測定により、現状

の計画をもとに弾力的に対応することとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 福島第一原発事故では、47キロ離れた飯舘村が高濃度に汚染をされ、いまだに全村避難指示が解除されていないという状況であります。やっぱり完璧なそういう避難計画をつくっておくべきではないかと思えます。

兵庫県とか京丹後か宮津でしたか、どこかでそういう計画をつくっておられるところもありますので、完全なそういう計画につくり上げることが必要ではないかと思えますが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在のところは国の指針等に基づきまして、本町の防災計画のほうで具体的な内容を策定をしているところでございます。今後、また新たな状況といえますか、具体的な方針とかそういうものが出されました際には一定、そういうのも考慮に入れながら再検討をする必要があろうかと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次にヨウ素剤の配布についてお伺いをいたします。

放射性物質が漏れた場合、早期の対応が必要なのは、放射性ヨウ素による甲状腺の被曝です。それを避けるために、ヨウ素剤の服用は不可欠であります。服用による被曝の阻止効果は、放射線を体内に取り込む前か直後なら93%であります。取り込んでからは24時間後には8%に低下をいたします。早く確実に服用できるように事前配布をしておくべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 30キロ圏では、過酷事故が起きれば屋内退避し、その後は空間の放射線量などに応じて、一時移転や避難をします。安定ヨウ素剤は甲状腺がんの発症を低減させる効果があり、移転や避難が必要な緊急時に服用することとされております。

住民の皆さんには原則として、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部の指示を受けて配布することとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 福島原発事故のときのところでは、この配布がきちんとできなかったということを今、非常に後悔しているという、そういう記事もあります。

職員が手分けをして運ぶ計画になっているのかと思いますけれども、今、どこに保管されていて、1カ所だけなのか、お聞きをしたいのと、希望する町民には配布すべきと考えますが、どうであるか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、本町におきまして、安定ヨウ素剤を保管をしておりますのは国保京丹波町病院でございます。

保管されておりますヨウ素剤の量といたしましては、住民向けということで7,000丸、それから、予備ということで、一般観光客等も想定をされておりますので、そちらのほうに1万7,000丸、それから、幼児等に限りましては、粉体ということで、これが500グラムが1本、本町のほうに保管をされております。

また、この配布につきましては、先ほど町長が答弁をいたしましたように、必要性が判断をされた場合に配布をするということで現在のところは進めております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 京丹波町病院ということでありましたが、和知の病院に保管されているのか瑞穂であるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

また、手分けして運ぶということで、なかなかそれがスムーズに行かないということも、福島の経験であります。希望者への配布は、もう絶対にだめなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在は、瑞穂にあります国保京丹波町病院に保管をされております。以前にもご質問等がありまして、お答えをしたと思うんですけど、今後、より身近なところといいますか、できましたら和知管内、和知支所での保管というものも当然、検討をしております、その保管体制とか、そういったものを整備を行った上で、できるだけ近い場所での保管というものに心がけたいというふうに考えております。

また、先ほどもありましたように、一般の希望者への配布につきましては、現在のところ、規準等に基づきまして保管をしているということになりますので、UPZ圏内の住民の方に限るということで予定をしております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に大津地裁が関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めの仮処分決定を出しました。よって、稼働中の3号機も運転停止となっております。決定では、住民の請求を認めた理由として、過酷事故対策などで危惧する点があるということと、また、事

故発生時の住民避難計画の不十分さを指摘しております。この大津地裁の仮処分決定についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高浜原子力発電所3、4号機につきましては、大津地方裁判所における稼働差し止め仮処分決定がなされており、現在、異議申し立てによる審議中であり、司法の判断を注視するものであります。

避難計画につきましては、国、京都府と連携しながら、計画の周知や防災知識の啓発、訓練の実施などを通じて、実効性を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それから、原発事故の際には、放射性被曝を避けるために、5から30キロ圏内は一定の期間、屋内退避することになっております。しかし、今回のように連続して強い地震が起きて、ライフラインが途絶えた場合、屋内退避は非現実的であります。こんな避難計画しかない原発は動かすべきではありません。

また、テレビでは、地震が起こるたびに原発の異常はありません。引き続き、運転していますというテロップが流れておりましたけれども、鉄道や、また工場などでは、大きな地震が起これば、一旦機械の運転を停止して、安全を確認してから再開をさせます。なのに、一番危険な原発での対応は、本当に異常であります。

川内原発周辺には幾つもの断層帯が伸びております。もともと地震大国日本に原発が存在することほど危険なことはありません。大津地裁の決定は、国が避難計画の策定を自治体任せにしていることを厳しく批判しております。もともと、地震大国の日本に原発が存在することほど危険なことはありません。廃止が最大の安全策であります。同時に、原発と使用済み核燃料が存在する限り、避難計画は必要であります。熊本地震を踏まえ、国の責任が一層強く問われております。

ところで、行政報告では、町長は原子力防災については、京都府とUPZ圏内の関係7市町でつくる地域協議会において、原子力発電所の安全性やこれからのエネルギー政策に関し、事業者である関西電力や国に対し、住民の皆さんに理解していただける具体的な説明を求めてきたいと述べられました。

命、財産を守るために、原発ゼロ、再稼働ストップを求めることが、住民の安全安心を確保する自治体の責任と考えますが、町長の見解をお伺いいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原子力に対する完全なる安全の担保は厳しいと言わざるを得ず、UPZ圏内の地域を有する本町としましては、住民の安全の確保が最優先であると考えております。

ただ、この問題を単体で判断するのではなく、エネルギー政策全般の問題でありまして、国政の場において、安全保障、環境、経済など複合的に議論し、解決することが不可欠であるとも考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） エネルギー政策も含めてということでありましたけれども、安倍内閣のもとでのエネルギー計画は、原発を入れたそういう計画でありますので、このままでは、閣議決定がなくなる限り、原発は再稼働であります。容認であります。

開会日の町長の行政報告は、素直に受け取ると事実上再稼働を容認されているというふうに受け取りました。単体ではだめだということでありましてけれども、やっぱり、町民のそういう立場に立てば、きちんと再稼働ストップという、原発ゼロと言うべきではありませんか。改めてお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） とおっしゃっても、単体で判断するのではなく、エネルギー政策全般の問題でありまして、国政の場において、安全保障、環境、経済など、複合的に議論して、解決することが不可欠であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、縦貫道についてお伺いします。

昨年7月18日の京都縦貫自動車道の全線開通に伴い、住民の方から自動車の騒音被害を訴え、防音壁設置を求める陳情書が8月27日、議会へ提出をされました。陳情書は今年の3月議会において、全会一致で趣旨採択となり、町長と府の道路公社へ送付されたところであります。その後の町と道路公社の対応について伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都縦貫自動車道の騒音問題に対する防音壁の設置ですけれども、環境基準を遵守することが原則であります。測定結果が基準値以下である以上、防音壁の設置は難しいと京都府道路公社からも聞いております。

町といたしましても、何らかの対策がとれないか、引き続き研究してまいりたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今も町長の答弁でもありましたが、基準値以下の場合、府の道路公社も国交省も防音対策はできないとしております。しかし、住民の方は22年間、鳥の鳴き声など自然の音しかなかった場所で生活されてきたのであり、基準値と言われても実態に合わないということで、体に被害が出て、営業もできないと言っておられるところです。

国交省も府の道路公社も、私たち要望に行きましたけれども、話は聞いているということで、対応をどうするか調整しているということでありました。何もしないとは言っておりません。町長も今、答弁されたとおりであります。ですから、町も強行に防音対策を働きかけていくべきではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何らかの対策がとれないか、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 日本共産党の京都府議会議員が実態調査ということで、朝の7時頃から9時頃まで、簡易測定器をもって実態調査をされました。私も行かせていただいていたのですが、大型観光バスが6台ほど重なったときには、最大の60デシベルでしたし、一般車両でも50から59デシベルが計測されておりました。交通量は2時間でおよそ860台でありました。住民の方は車の通過に合わせて、絶え間なく発生する騒音に苦しんでおられるということでもあります。

今回、町に出していただいた資料では、騒音に対する苦情が6カ所から寄せられたということで測定がされておりましたけれども、どこの地域においても、この対策というのは、何も今現在できていないのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今のところ、対策のほうはできておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 何らかの対応をということで、町長には強行にその要請をしていただきたいというふうに思っておりますので、求めておきます。

次に、地方創生について伺います。

人々が地域に住み続けられるかどうかは、若者も高齢者も安心して豊かに暮らしていけるかどうかにあります。今後、人口が減少していく中で、地域をどう維持し、発展させていくのかが地方創生の大きなポイントだと思っております。地域にとって、本当に必要なことに取り組み、交付金を積極的に活用することが大事であります。

そこで、地域活性化を目的とした自治体が考えた施策に対し、国が全額支出をする地方創生加速化交付金の配分について、新聞報道がありました。本町も8,000万円の予算申請をしていたところですが、状況はどうであったか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方創生加速化交付金につきましては、鳥インフルエンザ発生農場跡地のロケ地活用を初めとした計5事業。事業費ベースで8,094万9,000円となる計画書を国に提出して、4事業、6,648万1,000円の採択をいただいたという状況にあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 1,500万円余りだめだったということではありますが、判断はどういうことでだめだったのか、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 3月の段階で補正予算を計上させていただく際にも、事業の内容等は説明をさせていただいたところがございますけれども、地域の仕事創生に重点が置かれておりまして、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策に資する事業ということで、本町におきましては、町単独の2事業、一つは、鳥インフルエンザ発生跡地の時代劇のロケ地化ということで、雇用なり、新産業が創造できるという事業を計画をしたところがございます。

また、もう1点は、和知力醸成によるにぎわいとふるさと創生ということで、和知駅を中心としました周遊ルートでありますとか、そういったものの構築により、人を呼び込むというようなこと、また、雇用の創出を図るというような観点から、事業化を計画したところがございます。

合わせまして、あと3つ事業を要望しておりまして、これは3点とも京都府さんを初め、近隣市町と連携をしました広域連携の事業でございまして、それぞれの事業に必要な負担金等によりまして、計画をしていったところがございます。

これにつきましては、本趣旨に沿う中で、国のほうで一定、事前の協議に始まり、最終的

に国のほうでその必要性が判断をされたものでございまして、この5つの事業のうち、一つの事業につきましては不採択という結果となりましたし、また、1事業につきましては、一部、事業の内容の部分で不採択という結果となっております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、福知山、綾部市、亀岡市、南丹市と本町の広域連携の取り組みであります、森の京都DMO地域活性化推進事業について、DMOを設立して、事業を行っていくということになっておりますが、目的及び組織体制についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森の京都DMO設立事業は、京丹波町のほか、亀岡市、南丹市、福知山市、綾部市を区域として、京都府とこの5市町の共同事業として取り組むものであります。

DMOとは、関係者の調整のもと、地域の観光戦略策定、観光資源の管理、品質向上など、観光による地域づくり全般を担う専門的組織のことで、この組織により、森の京都エリアにおける地域資源のブランド化、旅行商品等の開発、販売などを行いまして、交流人口拡大による経済効果が地域全体に及ぶよう取り組みを進めていくこととされています。

運営母体の設立については、今後、組織される設立協議会等で具体化されますが、本町において、DMOの組織との連携が想定される事業者としては、旅館とか農家民泊等の事業所を初め、商工会、農協、漁協、観光協会や各道の駅などがあると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 新聞でも、府のもとに海の京都、森の京都、お茶の京都、かぐや姫京都のDMOをつくるのが計画されております。ばら色に見えますけれども、町全体の取り組みになるのか、イベントだけで終わってしまうのかが大変重要なところになります。実施して、評価もしていくということになりますので、各自治体の競争にもならないかというふうに思っております。これをしっかり住民本位で事業が進んでいくように、これは意見を述べておきたいと思っております。

次に、バイオマス産業都市構想計画でありますけれども、委員会が設けられて検討がされておりますが、検討状況についてお伺いします。また、本委員会において、家庭排出の生ごみ、これについても検討してはどうかと思っておりますけれども、お考えをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町のバイオマスの利用の指針となります京丹波町バイオマス産業都市構想の策定に向けまして、昨年11月から外部有識者や町内事業者などからなります、京

丹波町バイオマス産業都市構想策定委員会で検討を進めてきました。この委員会での意見を踏まえながら、町内に豊富に存在します森林資源や家畜排せつ物などのバイオマスをフル活用することによりまして、地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築しまして、林業、農業、畜産業の活性化、新産業や雇用の創出を目指して、現在、具体的な検討を進めているところであります。

また、生ごみ活用については、バイオマスの一つとして、構想の中で位置づけることとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 生ごみの関係ですけれども、衛生管理組合の塵かき処理に係る負担金というのは、1年間に1億4,000万円余りであります。宮崎県の綾町では、自然生態系農業を推進しているということで、土づくりの基本である有機肥料の確保のために、家畜ふん尿処理施設、家庭から出される生ごみを堆肥化する生活雑廃コンポスト製造装置を設置して、町内で得られる有機物を農地に還元して、資源循環を行うシステムをつくっております。

本町でも、家庭排出の生ごみの検討をとということも含めてしているということでもありますので、ぜひとも、取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

次に、地域の活性化、これには地場産業が大きな力を発揮しております。平成27年度において、町が発注する各課別、教育委員会も含めての公共事業の町内事業者への発注率及び落札率をお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度に競争入札に付した建設工事は75件で、平均落札率は86.20%となっております。ホームページ上にも公表しております。各課別に申し上げますと、土木建築課が26件で86.31%、農林振興課が18件で90.58%、水道課が15件で81.63%、その他の課は残り16件で85.36%となっております。

ちょっとお答えしておきますと、町内事業者への発注率につきましては、75件中74件について町内業者の参加が可能でありましたので、率で申し上げますと98.67%となりました。また、町内業者の受注実績ですが、75件中71件となりまして、94.67%となったところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 税金でありますので安いほうがよいという考えもありますけれども、

今お聞きしましたように、高い率で町内発注がされております。町外に発注して税金が外に出ていくよりも、町内で循環させる、そういう視点が必要と考えておりましたので、よい結果になっているなどというふうに思っております。

次に、それを踏まえてですが、これから新庁舎建設でありましたり、幼保連携、認定こども園建設などがあります。そういう町の財産をつくっていく事業でありますので、町内の業者の人たちが一人でも多く携わるということが求められております。地元建設業者の仕事確保として、また、発注者として実効性のある地元業者活用をどう進めていくのか。入札参加要件にこうしたことを加えてはどうかと思っておりますけれども、考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公契約条例制定によって、自治体内企業の受注機会の増大、あるいは労働者の労働環境の確保を目的とされておりますが、本町では、町内企業に対して、積極的な発注をしておりますし、労働者の賃金水準も含めた労働環境確保のために、労務単価の改正にも遅滞なく対応してまいりました。

公共投資の減少等に伴う建設業の競争激化による落札率の低下は、建設企業が疲弊する状況もあり、これまで何度も最低制限価格の見直しをするなど、国に準じた対応を遅滞なく行っております。あえて、本条例の制定を実施する予定は現状ございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 公契約条例のことを先に言っていただきましたので、つくる予定はないということでありました。

しかしながら、先の篠塚議員さんの質問にもありましたように、町で働いておられる労働者の皆さんの適切な賃金の保障や、また労働者の労働条件の利益確保という点からも、やはり、きちんと公契約条例をつくって、この役場の中からそういう低賃金で働く人たちを生まないように検討していくべきだと思いますけれども、その検討についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども申しましたとおり、現状では制定を実施する予定がないということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、町内の福祉法人による職員募集の放送がたびたび流されました。総合戦略では、福祉介護人材の確保対策事業を挙げて、考えられる戦略として、助成制度を検討しておりますが、具体策をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護福祉士等修学支援制度など、京都府において制度が設けられておられるものについては、それらを活用していただくことを考えておきまして、現在のところ、助成制度は予定しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 一応、総合戦略では平成28年度にそういうことを考えるということでありましたので、府の事業の活用もそのうちに入るのかもわかりませんが、検討すべきであると。計画に上がっているので、一定申し述べておきます。

次に、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置について伺います。

2008年からスタートして8年が経ちました。いろいろと高齢者の皆さんの強い反対の声もあって、特例措置9割軽減、8.5割軽減という特例軽減措置が行われてきました。来年度からこれが順番に廃止されるということでもありますけれども、そのことによって、どんな影響があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特例軽減措置につきましては、今後、段階的に縮小されることとなっており、平成29年度から、原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる方については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされておりまして、具体的な内容につきましては、今後、検討されることとなっております。

なお、保険料への影響は軽減が縮小されることにより、現在、軽減されている方の負担が増えることとなります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 現在、普通の7割軽減が9割、あるいは8.5割ということになっておりますし、また、所得割も68万円以下の、年間211万円以下は5割軽減がされております。また、74歳まで夫に扶養されてきた妻でありますならば、9割軽減がその2年間は5割軽減ということになっておりました。こういう方の人数なり、どれだけ負担が増えるか、具体的にお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 本町の平成27年度における特例軽減対象者、いわゆる9割、8.5割軽減の方でございますが、9割軽減対象者が666人、8.5割軽減対象者が985人で、合計1,651人となります。

また、今年度の均等割額が4万8,220円でございますので、例えば、単身世帯で9割軽減の方ですと、4,822円となるところが、7割軽減となりますので、3倍の年間1万4,466円となりまして、9,644円の増額となるということでございます。

また、8.5割軽減の方につきましても、同様に7,233円が同じく1万4,466円となりまして、7,233円の増というような計算になると思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 加入者の声というのは、広域連合で運営されておりますために、直接反映しにくい状況にあります。年金は減る一方でありまして、生活実態は大変厳しい状況にあります。

特例軽減措置廃止は、制度導入に当たって国が恒久措置としたことを反故にするものであります。国に対し、国に国民への約束を守るように取り組むこと、あるいはまた、廃止が強行されたときには、府民の暮らし向き、また生活実態を直視して、府独自で別の手段でこれを補うように、府と町に緩和策を協議すべきと考えます。見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今もご案内のとおり、保険料の特例軽減措置につきましては、後期高齢者医療制度の施行時、平成20年4月当時でございますが、追加的な措置といたしまして導入されたものであります。負担の公平性を図る観点から、75歳未満の国保の軽減措置との整合性を踏まえまして、段階的に縮小されるというものでございます。

また、後期高齢者医療制度では、相互扶助の原則ということがございまして、全ての被保険者の方に、その負担能力に応じて保険料をご負担いただくことで成り立っている制度でございます。

所得が少ない被保険者の方への配慮といたしまして、政令本則の軽減措置が講じられているということもございますし、少子高齢化に伴う現役世代人口の減少、また、現役世代1人当たりの支援金、いわゆる負担が著しく増加することになると、制度の存続にも影響を及ぼしかねないということになりますし、また、公費負担の増加は財源確保が問題となっておりますので、制度の趣旨に十分ご理解いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 後期高齢者医療については、75歳以上の高齢者ばかりの医療保険でありまして、75歳以上といいますと、医療にかかる度合いが高い、そういう高齢者の皆さんであります。人口が増えれば、また医療費が増えれば増えるほど、保険料が増える仕組みで、負担増加、また医療費を使うことを我慢するかという、そういう二者択一を迫るような制度であります。そのために、こういう特例軽減もされてきました。

今、3倍、あるいは2倍に保険料がなるということでありましたが、扶養にかかってきた人などは、この軽減措置が全くなくなるとどのようになるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 特に被用者保険の被扶養者に対する軽減措置につきましては、現在、所得割については賦課しないということになっておりまして、今後においても、このあたり、緩和措置も予定されておるといことで、今の時点では変更ないと思われるのですが、均等割については、9割軽減としているところを政令本則では5割ということになりますことから、倍に増えるということがございますので、主にそのような方については軽減措置が今後、考えられるというように聞いております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 扶養されてきた方というのは、今までやったら、普通の医療保険でありましたら、扶養ということでお金がかかっておりませんでしたけれども、75歳になった途端に保険料が要るといことで、これまででしたら2年間はその9割軽減がされておりましたが、これはどのようになりますか。全くなくなるのでありますか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、詳細については、今後、激変緩和措置も含めまして、詳細につきましては、今後、また示されるところでありまして、詳しい内容につきましては、現時点では申し上げることができませんが、今の段階では、本則に戻すというような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 被扶養者の方となりますと、5割から、あるいはまた10割、丸っぽ払わなくてはいけないということになり、本当に重い負担となります。しっかりと国に申し入れてもらうとともに、府の広域連合がしているのでありますので、府のほうでも、町長行

っておられますので、ぜひとも、本町は医療費も大変少ない自治体で、軽減のそういう措置もされておりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後は1時15分までといたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） 全員おそろいでございますので、休憩前に引き続いて会議を続けたいと思います。

次に、北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、平成28年第2回定例会、北尾潤の一般質問を始めさせていただきます。

4つ質問をいたします。

一つには、森の京都について、2つ目に、京都トレーニングセンターについて、3つ目、防災について、4つ目、須知高校の今後について、お伺いいたします。

一つ目、森の京都について、本年度は、森の京都のターゲットイヤーとして、本町を含む6市町村が府により指定され、昨年の京都縦貫自動車道の全面開通も手伝い、本町の豊かな森林の恵み、文化、魅力を伝える絶好の機会であります。町として、どのようなアピールを考えているのか、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今年度、確かに森の京都博が展開されているところです。本町におきましても、森の京都、いわゆる京丹波の森づくりマスタープランに基づきまして、豊かな森林資源を持続的に活用する循環利用を初め、人、そして食、食べ物です、暮らし、文化にスポットを当てて、地域のすばらしさを再発見してもらって、その魅力が町外の方々にもしっかりと伝えられるように取り組んでいきます。

森の京都では、道の駅「京丹波 味夢の里」を玄関口として位置づけていただいております。合わせて町内3つの駅との連携を図りながら、情報発信の拠点としての役割も担っていただきたいというふうに考えております。

3月には、長老ヶ岳を含む一帯が京都丹波高原国定公園として指定されました。今後は、地元の取り組みと連携して、国定公園にふさわしい環境をつくっていきたいと考えております。

また、6月18日には、京丹波町産木材をふんだんに使った京都トレーニングセンターの竣工式があります。7月16日からオープンが予定されております。こんなことで進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） いろいろと計画されているようで。ちょっと僕、2つくらい、この森の京都関連でこれをするんじゃないかなと言われていたやつ、その質問をしたいなと思うのですが、まず、鳥インフルエンザ跡地のロケ地というのは、これ、京都市内に映画村があるのですが、太秦に。ああいう感じで、こっち側に同じようなものができるのかなというふうに思っているんですけど、一番の違いが市街地でやるのと、森の京丹波でやるのとの違いというのは、その辺はアピールというのは考えているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと副町長に主に担当してもらっているので、副町長のほうからお願いします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） それでは失礼いたします。

ロケ地でございますが、このことにつきましては、町長からも再三ご説明があるところでございますけれども、インフルエンザ跡地利用の有効な手だてとして、京都府からも提案があって、そして、それを具体化していこうというものでございます。

これは、映画会社の事情というのですか、非常に太秦のところは手狭になっておりまして、映画の需要になかなか応え切れないというところがあって、以前から映画会社のほうでいいところはないかということで、近畿地域で各地を物色されていたようですが、なかなかマッチしたところがないというところで、京都府のほうから提案があったところ、映画会社が見ると、非常に高い評価を得て、最適な地であろうということで今日に至っておるわけでございます。

ただし、これ、先だっても町長のほうから答弁がありましたように、すぐさま、町のほうがお金をどんどん入れて、そうしたセットをつくっていくということではなしに、あの場所を利用していただいて、そして、映画の撮影の実績をどんどん積み重ねていただくと。そして、いろんなセットを、ストックできるものはストックしていただいて、最終的にはそのような、太秦のようなものに、将来形として、なれば非常に夢があるんじゃないだろうかというところでございます。

一遍にはなかなか行かないところがございますけれども、ただし映画地として最適地であるということは評価を得ておりますので、この部分はしっかりと観光にも、あるいは地域活性化にもマッチするように、町としても映画のまちということで、これは将来、重要な観光ファクターとしてPRに努めていきたいと思っておりますし、また、あの地だけじゃなしに、町内にも最適な地がこれから発掘されていくんじゃないだろうかと思いますときに、京丹波町全体が一つのロケ地の最適地としても考えていけるような、こういう方策も今後、考えていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 京丹波町の自然を生かしたところで映画の撮影というのは物すごいいいと思いますし、できたら、森の京都としてアピールしていただきたいなというふうに思います。

2つ目なんですけど、5月7日、京都新聞に、森の京都に関連する事業の一環として、和知小で緑の少年団が結成されたと。式典が行われました。本町での少年団結成は初めてみたいななんですけど、この緑の少年団の目的と活動内容をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、ご質問のありました緑の少年団ですが、ご指摘がありましたように、実は京丹波町内には緑の少年団は現在のところございませんでした。ちょうど今年が森の京都のターゲットイヤーということでもあり、関連して、全国の緑の少年団の全国サミットも開催されるというふうなことを聞いておりましたので、森の町を自認する京丹波町としては、ぜひとも本町の児童にそういう場ででも活躍してほしいという願いも込めまして、和知小学校の5年生、6年生を中心に緑の少年団を結成をしていただきました。

狙いは、森について、あるいは森林について、体験を含めて、さまざまな学びをし、森林を守り育てると、そういう意識を涵養すると。そういう目的でつくられているものであります。

合わせまして、教育委員会としても、和知小学校に森の学び推進事業の指定校として、森林環境教育のモデル校になってほしいという意味合いも込めまして、そういう視点も合わせて和知小学校に、合わせてそういう指定もしております。

現在、和知小学校で計画をされている取り組み内容としては、須知高校のウィードの森での見学、あるいは、近くにあります林業大学校、森林組合の講師さんを招いたり、あるいは植樹体験活動をさせていただいたり、森の学びの講演会を開いたり、あるいは、友好町であります下川町との相互交流、こういったことが今、計画をされております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 本町で進んでいる少子高齢化というのは、日本の国として言われている少子高齢化とは違う要因が加えられています。つまり、普通、国として、少子高齢化というと、ライフスタイルの変化などで、子どもの出生率が下がり、子どもの人口が減る、プラス、お年寄りが長寿となり、お年寄りが増えるということなのですが、本町では、町外に出ていった若い人が帰ってこない、本町から出ていく人が入ってくる人より多い、入ってくる人がいて、すごい助かっているんですけど、やっぱり、出ていく人のほうが多いということになっています。

このことで、僕らが認めなきゃいけないことというのは、京丹波町より都会のほうに魅力を感じる若い人が多いということです。これは決して本町より都会のほうに魅力があると言っているのではなく、働く場所、遊ぶ場所、生活する場所、交通網など、そう思う若い人が多い、そういうことです。僕らが本当に京丹波町がよいと思うなら、それをしっかり発信していかなければなりません。

今回、この森の京都のターゲットイヤーとして、本町が指定されたことを生かし、僕は都会になくて本町にあるものとして、豊かな自然の恵みが最も大きいと思います。これは、景観としてももちろんですが、緑や自然の恵みの大切さを町外の人や、また町内の若い人たちに知ってもらう、再認識してもらう絶好のチャンスです。ぜひ、有用なターゲットイヤーになるように取り組みを期待します。

そして、もしかしたら、本来、都会に憧れて出ていき、帰ってこないかもしれなかった子どもたちが、緑の少年団で活動したことが体にしみ込んで、自然の恵みのありがたさを再認識して、本町に帰ってくるようになったらなと思ったり、また、先ほどのロケ地の件もあるんですけど、映画の村として、自然の中で映画のロケ地があるということで、今まで食の京丹波として売り出していたんだけど、食の京丹波で映画のロケ地という感じで、何本も柱になっていったらなと思いますので、取り組みに期待します。

それでは、次の質問に移ります。

京都トレーニングセンターについて、本年5月26日、府立丹波自然運動公園を管理する公園協力会と本町教育委員会が連携協定を締結しました。

連携協定の目的などの概要をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 既に新聞等でも報道されましたが、去る5月26日に京丹波町教育

委員会と丹波自然運動公園協力会との間で連携協定を結ばせていただきました。これは、京都トレーニングセンターがいよいよ供用開始されるということを契機に、教育委員会としては町内小学生、あるいは社会教育、特に社会スポーツにかかわる方々を対象にした体力、競技力の向上、またジュニアアスリートの育成、そして高齢者向けの健康寿命の延伸等に向けた取り組みなど、京丹波町の目指す人づくり、まちづくりに沿った取り組みを進めたいということで締結をさせていただきました。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今、この協定の延長線上にある具体的に予定している、または行おうと考えている取り組みはありますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 具体的に計画等をしておりますのは、中学校におきましては、町の重点種目でありますホッケーを中心に、トレーニングセンターで高度な指導を受けることによつてどういう効果が出るのか。

また、小学校におきましては、陸上競技、特に駅伝等について同様に指導を受けることによる効果の実証・検証を行いたいと考えております。

また、町の体育協会、スポーツ少年団の活動においても同センターの講師等によります研修を受けたり、あるいはまた合宿なども計画をし、幅広く高度なトレーニング指導を受け、また保護者にもスポーツ栄養学等の機能も有しておりますので、こうした指導を受けることによりまして、スポーツに対する意識・意欲の向上を目指したいと考えています。

また、高齢者向けの健康づくりのための研究事業として、健康寿命の延伸のための取り組みを検討したいと考えています。

それ以外にも、学校教育の事業において、特に天文館という京都府内でも特色のある施設もありますので、これらも活用した天文教育などでも支援を受けたいと考えています。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 再質問で、何個か出たらそれ以外で該当しない人たちの何か使えるような取り組みは考えられないのだろうかという質問を用意していたのですが、結構、スポーツ栄養学とか高齢者の健康寿命のところまで言っていただいたので、すごく安心しました。

あと、小学校の陸上なのですけれど、やっぱり京都市内とかと比べて、また、ほかの都市

部と比べて、すごく優位性が保たれるなと思います。絶対に広いところで小学生が練習するというのはなかなか難しいなと思うので、クロスカントリーコースなんかも整備した上で、このトレーニングセンターで体をしっかり鍛えていくということができるのは、本当に京丹波町が京都府内で一番になれるのではないかなと。

あと、町のホッケーなのですけれど、最近、バレーボールが大分思ったよりうまくいなくて、日本代表なんですけれどもね。

あと、サッカーも昨日負けてしまいました。

やっぱり団体競技で体格に劣る日本人が勝負していこうと思ったときに、ホッケーのように超メジャースポーツでないところに力を入れていったら、もしかしたらオリンピックでいいところまで行くのではないかなと思いついていました。その部分では、ホッケーがしっかりと鍛えられるというトレーニングセンター、すごくいいと思いますので期待しています。

それでは、3番、防災についていきたいと思つきます。

熊本地震において、指定避難所のうち70カ所が被害を受け、閉鎖や一部閉鎖の措置がとられたが、このうちの約9割は建物本体の耐震が問題ではなく、照明などの非構造部材の損傷が原因であった。

午前中の東議員の質問でもあったのですが、もう一度お願いします。

本町の避難所は非構造部材も含めて安全性が確保されているのか、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非構造部材については、十分な安全が確保されているとは言えない状況であります。

しかしながら、震災だけを考えると、耐震化の問題で使えなくなる可能性があるわけですが、豪雨災害など地震以外のあらゆる災害を考えておりますので、町内に避難所として使える施設もたくさんあるわけではありませんので、耐震化ができていない施設についても、その時々状況に応じて活用していくこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾潤君） 文部科学省によると、公立小中学校の建物本体の耐震化は、昨年度までに全国で95.6%が完了をしています。

だけど、非構造部材については、自治体の財政難や耐震化の理解不足などから後回しになっている現状があります。

午前中の質問ですと、本町の避難所になっている体育館は、非構造部材についてもしっかりと耐震化ができていますと伺って安心しました。

阪神大震災では、地震そのもの以上に火災が大きな被害を出した。そこで初めて、もちろん初めてではないのですが、今とは比べ物にならないぐらい地震とそれが引き起こす火災の被害について、国を挙げて建造物を中心に真剣に考え始めました。

東日本大震災では、地震で引き起こされる津波と原子力災害、今までの観念が一掃するぐらいの大きな議論が巻き起こり、対策は進められています。

僕らは、悲しいことに、大きな被害をこうむらないとなかなか悪いことはイメージできません。思っている、後回しにしてしまいます。しかし、一度経験したことは必ず教訓にしないと、それは天災ではなく人災です。

本町は、ただ市町村において起きた災害やその対策を教訓にして、町民の命を守っていくことが亡くなった方を含め、被災者に対してできることの一つではないかと思えます。

小中学校の非構造部材も含め、耐震整備がされていることを大きく評価するとともに、未整備のところはぜひ早く取り組んでもらいたいと思います。

それでは、須知高校の今後についての質問をいたします。

本町内唯一の高等教育機関である京都府立須知高等学校は、京都府農牧学校を前身として、140年の歴史を持ち、これまでに送り出した卒業生は1万2,926人に上ります。それらの人材が現在、町内外から本町を支える大きな力になっていることは論を俟ちません。

本町にとって、須知高校の存在価値をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知高校は、京都府の高等教育機関であります。本町にとっても、まちづくりや人材育成の場であり、なくてはならない大切な機関だと考えております。

特に、保育所・幼稚園から小学校、中学校まで町内で育った子どもたちが、この町内にある高校で学ぶ環境を将来にわたって継続していくことが、まちを支える人づくりにつながるかと考えております。幼・保・小・中・高という継続した教育、あるいは人材育成という意味からも須知高校を町全体で支えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 昨年度に、須知高校の同窓会、卒業生の代表者や本町中学校の校長先生などを委員として、4回にわたり、「京丹波町における須知高校のあり方懇談会」が開催されましたが、どのようなことが話し合われたのでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 「京丹波町における須知高校のあり方懇話会」というものが確かに存在しています。その懇話会では、京丹波町における須知高校の位置づけや、期待する存続可能な須知高校のあり方、今後の展望などについて、幅広く話し合われました。

その中で、具体的な考え方として、一つには「京丹波町を担う人づくりの場」、二つ目に「従来から取り組んでいる食に関する連携」、三つには「須知高校の歴史はまちの重要な資源であること」とまとめられまして、意見提言をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） あり方懇話会ですね。今、言い間違えました。

3月に開催された「口丹地域における府立高校のあり方懇話会」で話し合われた全体的な内容とその中で特に須知高校について言及されたものはあったのか、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府教育委員会からの出席依頼を受けまして、松本教育長が懇話会に出席しましたので、内容については、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ご質問のありました「口丹地域における府立高校のあり方懇話会」は、本年3月18日、京都府教育委員会により開催をされました。

この懇話会は、昨年8月から9月にかけて京都府教育委員会において開催されました「生徒減少期における府立高校のあり方検討会議」を受け、京都府北部の高校通学圏ごとに、府立高校のあり方やその活性化について関係者から意見を聞く場として開催をされたものであります。

口丹波地域における懇話会は、口丹通学圏全ての高校の校長、小学校・中学校の代表、PTAの代表、2市1町教育委員会の教育長、北桑田高校もありますので京都市教育委員会の関係者、及び管内の企業関係者などが出席をしておりました。

この懇話会では、主催者であります府教育委員会から、この間の「生徒減少期における府立高校のあり方や活性化策についての検討状況」の説明はございましたが、口丹波地域における個々の府立高校のあり方に関して具体的な提案はございませんでした。

各出席者からの意見表明もあり、私も「京丹波町における須知高校のあり方懇話会」の提言の趣旨に沿い、須知高校は、京丹波町にとってまちを支える人づくり、あるいは食によるまちづくりにとって、将来にわたって必要不可欠な高校であり、存続はもちろんのこと、さ

らなる充実を求める意見を申し述べました。

今後の府の懇話会の進め方としては、この後、各高校ごとに会議を開き、それぞれの関係者から意見を求め、年度内に改めて全体の懇話会を開く予定であるとの説明がございました。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 「口丹地域における府立高校のあり方懇話会」のもとになるという大切な意見として、集約されているのがこの「生徒減少期における府立高校のあり方検討会議」ということですが、開催されたその中で、生徒減少期における高校のあり方検討状況についての説明があったとの答弁がありました。

高等学校というのは、学校教育法に基づく府の教育機関ですが、各校の性格・特色というのは、立地している地域の環境や時代の流れによって大きく違いが出てきます。

特に、現在、少子化という教育行政だけではどうにもならない流れの中におかれている僕ら、中北部の高校に対して、府の教育行政はどのようなスタンスでしょうか。期待されている役割とかは一定方向性が定まっていたら教えてください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ご質問のありました生徒減少期における府立高校のあり方検討会議、これは昨年8月から9月にかけて、3回にわたって検討がなされたものであります。

設置された理由としては、中学校卒業生の減少が見込まれる中、まち・ひと・しごと創生を担うより魅力のある高校教育を推進する観点から検討するとなっております。

特に、少子化が進行しております京都府北部に設置されております府立高校のあり方を中心に検討されたものであります。その際、検討する上での主たる観点としてまとめの中に出ておりますのが、府立高校と地域とのかかわり方の観点から、今、一つは、高校教育の質の確保、適正規模等に関する観点からさまざまな検討がされたと。

そして、まとめの中に、これらに関係して載っております主な意見をご紹介しますと、地域との結びつきの観点からは、次のような意見が記載されております。

「つなぐ」をキーワードに、地域、人、他の校種などとのつながる教育。地域創生、地域の人材育成、地域活性化の観点から戦略を考える必要がある。また、地域を元気にしていく観点で、専門学科のあり方を考える必要がある。高校教育の質を確保する、いわゆる適正規模等の観点からは、質の確保、維持をする最小規模として1学年3学級を確保する必要がある。北部において生徒の学びを保障する観点から、通学バス、寮の整備、通学費の軽減など

の仕組みづくりもあわせて必要であると。このような意見がまとめの中に載せられております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 具体的に、須知高校に関してとかは、松本教育長が発言されたみたいなのですが、僕らはよく耳にする隣市の府の高校との統廃合なんかも耳にするようになりました。

統廃合についてですが、小学校は学力の向上はもちろんですが、周りに同年代の友達がいって、遊んだり勉強したりして学校で一緒に過ごす中、同年代の友達と話し合ったり、たまにはけんかしたりすることで、相手に自分の気持ちをどうしたらわかってもらえるかや、相手と自分の考え方にさまざまな違いがあることを学んでいく場であるという一面も物すごく大きいと思います。

また、行動範囲がかなり制限されている年齢のため、ある程度の人数がいないとできないスポーツがあるなどの弊害が幾つもあります。

これが、中学、高校と進むにつれて、学校の役割も変化していくので、統廃合の有無に関しての基準や考え方も違ってくるように思います。もちろん高校においても、引き続き周りとの人間関係を小学校のときよりもより高度に学んでいく場であることには変わらないのですが、むしろ社会に出て個人として勝負していけるようにと言ったら大層になりますが、生きていける知識や技術などを身につけさせる場という性格が強いとしたときに、少人数だから効率性を重視して統廃合とすることは大きな間違いを犯す可能性があるのではないのでしょうか。

一つ目の町長答弁でありましたが、本町にとって、まちづくりでも人づくりでも重要な場であるということをしっかりとみんなで共通認識を持った上で、これから取り組んでいていただきたいなと思います。

それでは、須知高校に対して、町として考えている取り組みはありますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本議会に補正予算を提案しておりますが、将来のまちを支える人づくりの場として、町内にある須知高校の教育振興と総体的な活性化対策として、教育振興対策交付金を創設し、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、本町小・中学校教育の先に府立須知高校があることが自然なことになるように、教育長の立場から町教育行政と須知高校の連携をどのように考えているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 須知高校と町内小学校、中学校との連携は、高校と小中学校相互の学びあいにより、それぞれの児童生徒が学びを豊かにし、小学校・中学校・須知高校のいずれにとりましても、有益なものであるということでこれまで進めてまいりました。

現在、進めております具体的な連携事例としては、本年で7年目を迎えます「環境食育パートナー事業」、これは、町内の小学校・中学校と須知高校・京都大学大学院とが共同して、食や環境に関するテーマを設定し、年3回程度の実施計画で取り組みを進めております。今年度は、和知中学校が小・中学校の学校として取り組みます。「竹の秘密」をテーマに学習することになっております。

また、須知高校の教員による町内中学校への出前授業、食品科学科の生徒による小学校での食品加工体験活動、幼稚園・保育所の園児のサツマイモの栽培体験活動など。また、町内中学生が須知高校を訪問し、高校の学習内容などを学ぶ須知高校セミナーの実施など幅広く取り組みが進められております。

また、本年度から新たな事業として、須知高校生と町内中学生がウィードや京都府農牧学校について共同で学ぶ取り組みを進めることにしております。

これらの保育所・幼稚園・小中学校・須知高校との連携により、それぞれの学校・幼稚園・保育所の学びや体験が豊かなものになりますとともに、地元の子どもたちにとって須知高校への親しみ、あるいは憧れを抱く契機になることを期待もしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 須知高校・和知中学・京都大学の三者で「環境食育パートナースクール事業」で竹やぶの働きや保全について学ぶ「竹の秘密」は、5月18日の京都新聞でも読ませていただきました。昨年が「牛の秘密」でした。

これ、僕だけかもしれないのですが、勉強しろとか覚えなさいと言われてたら、全くやる気が起きないので、秘密と書かれると、何かわからないですけど知りたくなってしまうというふうに、少しいネーミングかなと思いながら見ていました。

僕は小さいときに、「何で軽い石が沈むのに、鉄の塊の大きな船が海に浮かぶのだろう」と不思議だったり、もちろん飛行機もそうなのですが、「テレビの中に何で人が入れるのだ

ろう」みたいなことが不思議で、気がついたら理科系に進んでいました。

ひかり小学校で、「牛は何で草しか食べないのに、おいしいお肉になったり牛乳がつくれたりするのだろうか」という興味を持った子が酪農の道に進んだり、蒲生野中学校でその理屈を学んで、須知高校でそれを化学式や数式で説明できるようになり、大学で応用研究していくようになったらすてきなと思います。

これに一方通行のように、小学校から高校、大学までというふうに言いましたけど、今の教育長の答弁で小学校・中学校・須知高校のいずれにも有益なものと考えたとありました。これが、このいずれにも有益、つまり小学生がいることで須知高校生にとっても有益なところが大事だと思っています。

僕も学習塾の講師を10年間させていただいたときがあるのですが、人に教えるということは、中途半端に理解してるだけだとなかなか難しいです。答案用紙に書くのは簡単なんですけど、なぜかと言うと、全部わかっている人が採点しますので、問題から答えまで最短距離がわかってたら、その説明だけすればいいだけです。でも、教わるほうは、それが最短距離だと理解しないので、その道筋の周りにあるいろんなことを質問してきます。だから、問題と解答の最短距離だけではなく、周りも知っていないと説明ができません。そういう部分で教える側と学ぶ側の一方通行の取り組みではないことはすばらしいと思います。須知高校生が蒲生野中学生やひかり小学生に何か教えようとしたときに、本当に問題と解答の間だけ教えようと思ってもなかなか難しいので、教えるほうもいろいろ学ぶことになるのだろうなというふうに思いますので、本当にすばらしい取り組みだと思います。この連携事例に倣って本町の保育所・幼稚園・小学校・中学校・そして須知高校と一本背骨が通った学び方というのができるとしたら、それはこの本町の規模だからこそできるすばらしい取り組みであると考えています。

議員になって六、七年ぐらいなのですが、当初からこの須知高校を残そうと思いながら質問をしていました。最初は、高校がないような町は嫌だなというぐらいの感じで勉強を始めたのですが、やっぱり町にとって高校というのが本当に必要だと。一つ目の町長答弁でもありましたように、人づくり、まちづくりには絶対に必要だというふうに今思うようになっています。どうしても必要だと思うことを町内の町民みんなが共有できているわけではないと思うので、町内の人たちにもしっかりとアピールして、また府の教育委員会にもしっかりとアピールして取り組んでいってほしいなと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、北尾 潤君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

山田君。

- 5番（山田 均君） ただいまから平成28年第2回京丹波町定例会における、日本共産党、山田 均の一般質問を行います。

6月1日に国会が閉会をし、安倍首相は、消費税10%への引き上げを2年半延期することを表明しました。安倍首相が何が何でもやってきた来年4月からの消費税率の8%から10%への再引き上げを延期せざるを得なくなった最大の理由は、3年半にわたるアベノミクスでも一向に景気がよくなり、特に、一昨年4月に消費税の税率を5%から8%に引き上げた結果、消費の落ち込みが予想以上に長く続いているのは、だれの目から見ても明らかです。勤労者の実質賃金は2015年度まで5年連続のマイナスです。

国内総生産（GDP）の約6割を占める個人消費は、消費税増税後の14、15年度と2年連続マイナスです。首相も予想外の落ち込みと認めざるを得ません。安倍首相は、新しい判断で消費税の増税を延期するとともに、アベノミクスを加速して、この秋には大胆な経済対策を実行するといいます。

しかし、大企業の儲けを増やすだけのアベノミクスを加速しても、国民の暮らしがよくなり、消費が回復する見通しは出てきません。貧困と格差を拡大するアベノミクスの加速ではなく、転換こそが必要です。消費税増税は断念すべきです。

転換を求める参議院選挙の日程が決まりました。参議院選挙は6月22日公示、7月10日投票で行われます。今回の参議院選挙に向け、画期的なことが起きました。それは、全国に32ある定数1全ての選挙区で野党統一候補が実現したことです。国政史上初めてのことで、日本共産党公認候補も含めて、野党統一候補が実現しました。戦争法の廃止と閣議決定の撤回を求めることや、国民の暮らし第一の政治実現のために全力を尽くす決意です。

今、雇用が増えたといいますが、増えたのは非正規雇用ばかりで、行先不安、生活不安は一層広がっています。町政の役割は、暮らしの不安が広がっている中で、町民の暮らしを守る防波堤としての役割があります。

こうした視点から、次の4点について町長にお尋ねをいたします。

第1点に、TPP協定についてお尋ねをいたします。

TPP参加国は10月5日に大筋合意、11月5日に暫定文書を発表しました。しかし、大筋合意は決裂を避けるためのまやかし合意であり、暫定文書は最終文書ではありません。10月に行われた条文確定作業は意見が合わず終了しませんでした。今後、未決着な分野を解決した協定文書の作成と調印、各国の国会承認が残されています。

公開された協定概要によれば、T P P協定の発効には交渉参加国のうちG D P合計が85%以上を占める6カ国の批准を必要としており、アメリカ60%、日本18%、アメリカと日本が批准しない限り協定は発効しません。アメリカ大統領候補のヒラリー・クリントン候補も、T P P協定に不支持を表明するなど、大筋合意を歓迎する声は少数派です。

安倍首相とマスコミは、今後の焦点は国内対策にあるとしていますが、T P Pはゴールどころかまだスタート地点にすら立っていないと経済専門誌が述べています。

大筋合意を受けて政府が公表したT P Pの日本経済への影響は、国内総生産が3.2兆円が13.6兆円と4倍にはね上がり、農林水産業の生産減少額は3兆円から1,300億円～2,100億円と20分の1に圧縮されました。T P Pはバラ色で、農林水産業への影響は軽微だから、多少の国内対策で十分に国会決議が守られたと強弁しているのです。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

京都府が5月19日に、環太平洋経済連携協定（T P P）が批准され発効した場合、府内の農林水産物の生産額について発表しました。最大で約20億円、最小で6億円が減少するとの府独自の影響調査の結果を発表しました。認定農業者が目指す経営体モデル、所得目標おおむね500億円の農業所得への影響も予測発表されました。本町でも農林水産物への生産額への影響調査を実施し、町としての対策を検討しておくべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町においても、農業所得への影響があると考えられますので、京都府の独自影響試算結果をもとに、国、府に対し支援策を要望するなど、関係機関と連携し、支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 実態に基づいて対応していただく、対策をとることが基本だと思いますので、特にその点も強く要望しておきたいと思います。

第2点目に、農業振興対策についてお尋ねをいたします。

T P Pが批准をされれば、政府が行う一定の国内対策でも、基本は関税の撤廃や関税の大幅な引き下げで輸入量が増大することになります。輸出も自由にできるといいますが、一部の人であります。米の作付割り当ても平成30年度で廃止になり、誰もが自由に生産し販売できるといいますが、結局は市場経済主義が一層推進されることになり、米価は30キロで3,000円とされています。当然、京野菜の生産者、畜産農家なども大きな影響を受け

ます。農業が基幹産業である本町でも大きな影響を受けることは間違いありません。

京都は、農産物の消費圏であることから、他府県からの流入、企業参入による安価な輸入品の動向など考慮に入れると、大きな影響を受けると考えられます。

京丹波町の農業の担い手である認定農業者はもちろん、農業法人、小規模な家族経営の農家も大きな影響を受けます。既に、町内の大規模農家では、米価の低迷により、米をつくっても採算が合わないと水稻の栽培面積を必要最小限度まで大幅に減らし、米づくりから実質的な撤退をされる事態も起こっています。そのため、水田を返却された農地所有者は、既に農家ではなく、次のづくり手ができなければどうすることもできません。づくり手がなければ周辺部の農地は荒廃していくことになります。こうした事態が現在起こっておりますし、農地中間管理機構は、づくり手である受け手の斡旋はしてくれません。

本町では、新規就農者の受け入れや空き家バンク、京力農場プランなど取り組んでいます。周辺部ではなかなか展望が見えてきません。地域ごとに農地の条件、高齢化の状況、後継者の課題などさまざまです。集落ごと、地域ごとの課題や対策を明らかにして取り組んでいく必要があると思いますが、今後の対策や取り組みについて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域の農地や農業者の現状とこれからについて、地域で話し合う京力農場プランの策定は、地域の抱える問題等を明確にし、課題解決に向けた話し合いが行われることで集落営農組織等の設立や地域の担い手の育成あるいは確保、担い手への農地集積が図られることで農地の保全につながるものと考えております。

今後におきましても、地域の課題を明らかにすることができる京力農場プランの策定に向けて、働きかけを進めていきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、取り組みとしては、京力農場プランを基本に据えて取り組んでいくんだということですが、中山間直接支払制度などや多面的機能支払制度を活用して、獣害防止策、水路や井堰の維持管理など活用している集落、こうした制度が活用できない集落も起こっておるわけですが、ですから、農地も含めて自分たちの集落、維持・継承をさせていく。どうさせていくのかと。こういう取り組みが非常に今大事になっているというように思います。そのためには、今ありました京力農場プランを、例えば中心にするすれば、具体的にそれぞれの集落、地域、目標年度を置いて取り組んで行かなければ、現時点では、やはり行政としては、待ちの状態でありますので、行政として働きかけていく、

計画を持って進めていくということが必要だと思いますし、この取り組みが私は京丹波町のまちづくりにつながっていくと考えるわけでございますが、町長の考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 環太平洋経済協力協定の話が議員さんがされたときに、政府の一つの施策で、京丹波町は町民の命、財産を守る防波堤になってもらわないといけないという趣旨の話がなされたんですね。そうやないでしょ。やっぱり、これ、政府と一緒にやれって、後になって全部言わはりますやん。そういう政府、京都府と連携して、この農業、農村の問題を解決していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長は、国や府と力を合わせろということでございますけど、農政というのは、猫の目ではありませんが、ぐるぐる政策がかわっていくということがこれまでから言われてきました。やはりそういう点では、それぞれの町の実情に合わせた取り組みが必要だと私は思うのです。今、国の考え方としては、大規模な企業が参入して、農地を集積していくということですので、京丹波町の場合は、ご存じのように、家族経営が中心の農業をやっておるわけでございますので、その中で認定農業者の皆さん、農業法人の皆さんもできてやっておるわけでございまして、京丹波町の全体を見れば、大規模なそういう人たちだけで全部農地が耕作できるかと言ったら、できないわけでございますので、そういう中で、もちろん国の制度の中で、活用すべきものは当然すべきだと思いますけども、町独自としても対策を講じていくということが必要です。現在もそういう面では独自のいろんな制度も京丹波町はつくっておるわけでございますので、そういう意味で私は申し上げておるわけでございますので、やはりそういう視点で取り組んでいくべきだと思うわけなのです。ですから、それぞれの地域や集落で、それぞれ京丹波町全体を見れば、周辺部へ行けば、高齢化で本当にどうしようかということが起こっています。そういうのを見れば、やっぱり集落ごとの、地域ごとの問題点や課題はそれぞれ違うわけですから、そういうものをそれぞれ明らかにしたり、そういう中で取り組んでいく形だとか方向も違ってくると思いますので、それが私は必要ではないかということをお願いしております。そういう面では、なかなか今の町内の実態を見れば、中心になってやっていただいているところが前に進んでおりますし、リーダーがなかなか生まれにくいところはできないということも現実としても起こっておるわけですから、そこをどのように町として支えたり支援をしていくかと。場合によっては、町の

職員がその中心になって引っ張っていくということも当然必要だと思うのですね。そういう意味で、町の職員の役割も非常に大事だと思うわけでございます。

集落数は85あるわけでございます、いただいております職員数、数字としては、281人おるわけでございます。例えば、集落を担当制にすれば、3人ぐらいが一つの集落を担当して、いろんな取り組みもできるわけですから、やっぱりそういうようなことも含めて、今、まちづくりの一つの位置づけとして取り組んでいく。もちろん集落に住んでおる方、住んでる地域の農地も含めてどうしていくかということもまちづくりでありますので、そういう視点で私は取り組んでいくべきではないかと申し上げたので、改めて町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員さんおっしゃってることも理解はしております。午前中もこういう話をいただくので、ちょっと町民の皆さんに私の気持ちを伝えたいということで答弁するのですが、例えば、縦貫自動車道が開通しまして、強く要望したらいいのではないかと言ってくれるのですが、私、そんな強く要望したりしませんよ。やっぱり静かにお願いするとか、実情をきちっと町民の皆さん、住民の皆さんの気持ちをお伝えするということはしっかりしていきたいです。ちょっとそういう意味で、政府とか京都府を私の立場で批判的に物申して、うまく行くはずないという話を私の立場でお答えさせていただきました。そういう意味で言うと、この近くでも、亀岡みたいに広い土地だったら、これからも水田農業が維持できるのかなと思います。我が町で本当に米をつくって、今後とも採算乗るか乗らないかということは、本当に問題があるとは認識しております。やっぱり京丹波町の自然環境とか、農地を最大限活用する農業、そのことで政府とか京都府にいろいろ要望して、しっかりと今おっしゃってる言葉で言うと兼業農家的な、あるいは家内農業をしているということを守り、そういう視点だけは持ち合わせておりますので、そのように答弁しておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私どもは、強力とか強固と言いますが、今町長が言われましたように、その中身というのは幅が広いわけで、相手に説得力ある説明をして要望していくということも、強力な、強固な姿勢だと思いますので、声を荒げて言うのが強力や強固ではないので、根拠を持ってしっかり相手に迫っていくということも強力なことだと思いますので、そういう意味で申し上げておりますので、理解をしていただきたいと思います。

次に、安心・安全な農産物の生産販売に積極的に取り組むことについて、伺っておきたいと思えます。

この問題は、私、毎議会で取り上げておりますが、必要性は町長は認められております。なかなか目に見えた形にはなっていません。前向きに進めるために、JAなどでは、農産物を出荷する場合に、栽培履歴の提出が義務づけられておるわけでありまして。道の駅などへ出荷をする農産物についても、安心・安全な農産物として消費者に示す一つの方法として、栽培履歴が必要であると考えております。京丹波町の特産など、町が推奨する農産物を指定をして、その作物の栽培指針というのを町技術者会で作成をして、町独自の取り組みをして、生産者を支援していくと。そして、この基準をクリアした農産物に認証制度など付加価値をつけていくと。こういう取り組みを進めていくべきと思えますが、町長の見解を改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農産物の生産履歴、いわゆる栽培履歴とも言えると思うのですが、安心・安全な農作物の証明のため、記帳すべきものと考えております。町独自の認証制度がどのように付加価値をつけることができるか、農業技術者会議等で研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町技術者会議で検討するというございますので、あわせて今申し上げましたように、農協なんかはよく作物ごとに栽培指針というのをつくって、いつ頃に植え付けをする。どの程度の肥料をやるとか、防除をどうするかということも、一定そういうものをつくってきておる経過もあるのですが、町としても町技術者会議でそういうものをつくって、町が推奨をする作物を限定して、そして、それに基づいて栽培すれば、認証は与えていくと。もちろんそれぞれの、例えば道の駅で独自に認証制度をつくってもいいわけでございますけども、そういう取り組むための町として支援をするという一つとして、そういうものをつくって応援をしていくということも一つでございますし、町が全町的にそういう制度を設けてやるというのも一つの方法かと思えますので、やはり安心・安全な農産物ということ京丹波町にしても大いに売りにしていくと。道の駅が四つもあるわけでございますし、それぞれの道の駅のよさを発揮していくということも大事でございますので、ぜひそういう前向きな取り組みを、もう一步進めていただくということ、特に強く要望しておきたいと思えます。

もう一つは、安全な農産物の生産販売を取り組んでいくことの必要性、誰もが認めているところではありますが、低農薬や減農薬など、あわせて有機栽培の取り組みも求められると思います。町としても、そういう点ではそういう方向性を示すなどの支援が必要と考えるわけでありまして。

町長はこれまでそういう取り組みについて支援をされると言われておりますが、やはり町という立場、そういう場所をつくって、そしてあとは自主的に集まった方々が運営していくとか、そこまでの支援を私はもう一歩町としても進めるべきでないかと思うわけでありまして、その点についての見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど、ご提案いただいているように、生産履歴をしっかりと生産者に求めて、それを独自に町が認証するとか、あるいは道の駅が認証するとかということで、付加価値が高まるのではないかというご提案、先にいただいております。それを支援していきたいと思っておりますが、今度踏み込んで農業技術者会議等で研究して、実施に向けて、研究するという事は、そういう段階だと思うのですが、そのように答弁しております。どの道の駅も見て立派だなと思うのが、私の言葉で言うと小マークと言いましてね。京丹波町産だということと同時に、寺尾豊爾とか、畠中源一とか、氏素性をきちっと書いてもらっていると。あのことが何よりの信頼に結びつくと思うんです。私の知識で言うと、昔、新堂ミカンというのがあってね。その中で小マーク、個人の生産者の名前が入っていて、百貨店で売ってる新堂マークとそれ以外のなんや言うたら個人の信頼ですね。田村ミカンもそうだったし、そういうふうにして京丹波町では全国的にはなされてるとは思いますけど、京丹波町でも遅ればせながら小マーク、個人の名前がきちっと記載されてるということ。生産履歴の前段階まで来てると思うのですね。次は、生産履歴を道の駅とか町でどういうふう to 実施するかという段階に差しかかっているという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ぜひそういう取り組みを一步進めていくということを求めておきたいと思っております。

それとあわせて、有機栽培というのも安全・安心な農産物の一つでございますので、それもあわせて取り組んでいくということで要請をしておきたいと思っております。

次に行きます。

本町は、農業振興の上で獣害防止対策は最重要課題として位置づけて取り組んでおるわけ

でございます。農家からはイタチごっこという声も出て、これで安心という声はなかなか聞こえてきません。獣害対策は、捕獲と防止対策の両面の強化を図っていくとしておりますが、被害が大幅に減少している状況にありません。

3月議会では、防止対策の金網フェンスとか電気柵、ワイヤーメッシュなどの設置費用の農家負担軽減について、多くの議員から質問がされました。農業振興の最重要課題として位置づけていることから負担軽減に取り組むべきです。国や府の制度などの研究などもして、負担の軽減に積極的に取り組む必要があります。このことを強く求めておくものであります。

捕獲対策の取り組みでは、有害鳥獣捕獲事業として、京丹波町猟友会と委託契約を締結しています。委託契約では、委託料が年額で200万円、イノシシ・シカなどの捕獲をした場合に支払う報奨金についても、委託契約に記載がしてあります。それ以外に、弾代などとして年額36万円と保険料に対して助成をすとしております。

委託契約書について伺うわけでありますが、第2条では、猟友会は前条に定める委託金額をもって、その期間中、京丹波町の依頼に基づき委託事業を履行しなければならないとなっております。報奨金の支払いについて、猟友会が自主的に判断しているとか、自主的返納などしているというように説明もあるわけでございますが、猟友会の権限を逸脱しているのではないかと。委託契約の内容から見ますと、猟友会の権限ではなく、有害鳥獣捕獲事業の実施者である町の責任で判断すべきことであるというように思うわけでございます。委託契約の条文を見て、猟友会の判断で報奨金の対象外にするなどの権限を与えていないというように、委託契約書からは思うわけでありますが、行政が主体性を持って駆除事業に取り組むというのが基本だと思うのですけども、改めて町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町猟友会との有害鳥獣捕獲事業の委託内容についてですが、銃器及びわなによる対象鳥獣の捕獲事業ということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私が申し上げたのは、委託契約書の中身の第2条の委託事業の履行等という条文についてお尋ねをしたのですが、その中身からすると、報奨金の支払う写真判定を猟友会がして、支払う支払わないの決定をすとか、また、ウリ坊などの報奨金を返上するというような権限というのは、町側がきちっとその判断をすべきではないかと、この委託契約書の内容から見ればということをお尋ねしたのですが、改めてその点についてはどうなのか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん京丹波町猟友会と事業委託契約をしているわけですが、それ以外の権限の委譲はしておりませんので、そのようにご理解いただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、権限委譲はしていないということなのですが、京丹波町の猟友会がありまして、それぞれ支部があるわけなんです。支部の会則には、有害駆除に関する第7項というのがございまして、捕獲報酬申請に当たっては、次の役員が審査の上、庶務会計が申請するというように、ある支部の規則にはなっているという指摘を聞いておるわけですが、これからすると、猟友会の支部は役員が審査をするということになっておるわけなんですけども、そういう点はきちっと間違いは間違いとして訂正をすべきではないかと思うのですけども、その点をあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今聞かせてもらって、京丹波町猟友会があつて、支部があつて、支部の内規というか規則としてはそれで合ってると思いますよ。京丹波町猟友会にその支部から申請されて、そして京丹波町に申請されるのだから、そういうことを書いてるように私は読みますけど。違ったらまた答弁させますけど。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 改めて、今、町長から答弁をいただきましたので、そういう面で言うと、そういう申請はするけども、そういう権限はないということで改めて確認をしておきたいと思いますので、そういう点では前回、前々回にも申し上げましたけども、ある方に対して有害報告書ということでもらった。平成27年9月18日付で京丹波町猟友会瑞穂支部なのですけれども、報告をいただきましたイノシシの写真のコピーを送りますと。イノシシのウリ坊は、報奨金の対象外となっております。提出いただいた写真は報告と一緒に役場のほうへ提出するというので、こういうことも支部はやってはるわけですので、これは、今、町長が言われたように、町がすべきことだという点を改めて申し上げておきたいと思ひますし、そういうことであればきちっと指導をして、町が主体性を持って進めるということだと思ひますので、その点を強く申し上げておきたいと思ひますし、当然、今申し上げられたように、町が責任あるということですので、その点も申し上げておきたいと思ひます。

次に、委託契約書では、イノシシとシカは報奨金と合わせて4,000円を処理費としております。例えば、シカ・イノシシを有害駆除として捕獲処理をしたが、写真が不鮮明とかウリ坊は自主返納をして報奨金の対象外になった場合でも、埋設の処理は当然必要なんです。埋設処理を含めて報奨金の対象外にするのは、有害駆除の趣旨からも逸脱しているとい

うように思うわけなので、例えば写真判定を町がして、これはだめという場合でも、埋設に対する費用は当然払うということになると思うのですが、その辺は猟友会が非常に権限逸脱しているのではないかと思うのですが、そういうようにきちっと委託契約書に基づいて猟友会を指導したり、町としてきちっと対応するという事なのかどうか伺っておきたいと思います。やはり埋設の確認ですね。またその責任というのはどういう方法で行なっているのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。担当課長に答弁させます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのご質問でございますけれども、埋設の処理につきましては、それぞれ捕獲隊員さんをお願いをしておりますのでございます。埋設に係る処理費につきましては、先ほど議員が申されましたように、委託契約書内に4,000円と記載をされておるところでございます。埋設につきましては、逐次、町といたしましても確認の事務は行っていない状況でございます、捕獲隊員の皆さんに苦慮をしていただきながらお願いをしているところでございます。

先ほどございましたように、埋設の部分だけの報奨金の支払いというのは、前回の議会の答弁でもさせていただいたと思うのですが、捕獲と一体的に行うものと考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 捕獲と一体で支払うということになっておることでございますけれども、そうすると、報奨金の対象外にされたら。写真が不鮮明だとか、例えばウリ坊も訂正をされましたけれども、対象外にしようという場合に、埋設は相当労力が要るんですね。当然、それはそれで支払うということに分けて考えるべきではないかと思うので、その点もう一度伺っておきたいというのと。

町が有害駆除事業は責任を持っているわけでございますけど、監督責任は町にあるわけなのですが、猟友会へこの委託契約以外に何か権限を委託しておるといのはあるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほど、町長の答弁でもございましたけれども、事業の委託は行っておりますけれども、権限の委譲をしていないというようなことでございます。

また、この委託契約のほかには中にも書いておるのですが、例えばクマの出没時に、

緊急的に出動に至っていただくものについては、また別途、出動手当のほうも出しておるような状況でございますし、また町が依頼したサル捕獲等につきましても、別途、料金等を定めて支払いをさせていただいておるといようなことになっております。

今年度からですけれども、3月に猟友会のほうに一定デジタルカメラのほうも貸与をさせていただきまして、平成28年度からは町のほうで一括して写真等の検査も行うということで、猟友会に係る事務的な部分、また、二度手間になる部分については省略をして、事業を円滑にできるような体制を平成28年度から組んでおるところでございます。

また、有害鳥獣の捕獲の期間でございますけれども、従来までは一定期間、1回の許可を出した後に空白期間があったわけでございますけれども、猟期までについては、切れ目なく有害の捕獲をしていただけるような体制で、平成28年度から取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 次に、丹波地域開発株式会社の問題についてお尋ねをします。

丹波地域開発株式会社への公的資金による経営支援は、行政として、今何をすべきか。考えられる具体的な方策として、今後の展望等も踏まえ、重要な事業行政として守るための支援という観点から、高度化資金の平成25年度末残高の解消のため、6億700万円を支援するとして、土地の時価評価額で買い戻し、及び残る部分は経営支援目的として補助をするとして実施をされました。

議会に提出された丹波地域開発株式会社に対する経営支援の資料では、丹波地域開発株式会社の会社経営に手を差し伸べるという意味合いではなく、町民の日常生活に欠かせない、あるいは地域経済の活性化において、重要な事業行政として守るための支援という観点からとして、具体的な補足が提案され、4点が示されております。そして、最後に今後の展望として記述をされております。そこには、町としても知恵を絞り、新たな取り組みの企画、実践の必要性を述べております。丹波地域開発株式会社に対する経営支援については、丹波地域開発株式会社への6億700万円の多額の公的資金投入、この支援の必要性を記述しておりますが、町民への説明責任を今後どう果たしていくのか。行政として、丹波地域開発株式会社から何を求めるのか。どのような報告を求めるのか。明確な記述が何もされておられません。行政として、町民に丹波地域開発株式会社の経営状況を詳細に報告する責任があると考えますが、行政としての考え方を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 行政としてのということで、本来、私が答弁するほうがいいのかもわ

かりませんが、済みません、この質疑については副町長を担当させてますので、よろしく
お願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） それでは、失礼いたします。

今、山田議員からご質問ございました報告等についてでございますけれども、丹波地域開
発株式会社の経営状況に関する詳細な報告につきましては、昨年の9月議会の全員協議会に
おきまして、会社の事業報告書及び決算報告書などの関係書類を資料として提示させていた
だいて、そして議会の中でいろいろと意見をいただいたという経過がございます。そういう
ところも踏まえまして、今後とも資料を提示をさせていただいてご審議をいただくというこ
とにしていきたいと思っております。そして、そのことで町民の皆様への説明ができるのではな
いかと認識をいたしております。そして、そういう経過の中で、おかげさまで、また後ほど
議会に報告する中でも明らかになるかと思っておりますけれども、当初、縦貫自動車道ができる
ことによって、二、三割の落ち込みがあるのではないだろうかと思われておりましたけ
れども、今では十二、三%の落ち込みにとどまっているというようなところでございます。
これは、もっともっと分析しなければなりませんけれども、その数字は町民の皆様方になく
てはならない商業施設なんだということでも理解できるのではないだろうかと思っております。そ
うしたことで議会の皆様方に説明する中で、一層住民の皆様方にとってなくてはならない商
業施設だということをご認識賜れば非常にありがたいと思っております。よろしくお願いま
す。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、副町長から答弁をいただいたのですけれども、出資金、町が3億
300万円しております。出資比率は40.51%ですが、今回6億700万円の資金投入
を合わせると、10億円ということになるわけです。出資比率が50%以上でないと報告義
務はないということで、なかなかしっかりした報告にはなっていないわけですが、出資率25%
以上であれば、住民の監査請求の対象になるわけです。そういう面では、
積極的に、今もありましたように、経営の内容を詳しく報告する責任があるというように考
えます。そういう立場で当然今後やっていただくということだと思っておりますけれども、あわせ
て伺っておきたいのは、借入金いただいた資料の中で出ておりました。借入金の返済がテ
ナントの賃料引き下げですね。済みません。借入金というのは、京都府からの借入金解消と
テナントの賃料引き下げで、毎年四、五%の増益が見込めるという説明もあったのですけど
も、そういうことになっているのかどうかということと。

平成26年6月20日作成の経営改善計画では、未収金の回収として、3社で2,109万4,000円ありました。これは回収できているのか。回収状況もあわせて、見通しも含めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 確かに、借入金につきましても、非常に多額の返済を迫られておられて、これが経営圧迫要因であることは事実でございます。平成27年度、平成28年度が、返済のピークになろうと思っておられて、平成29年度になりますと、かなりの軽減負担になろうという分析をいたしておるところでございます。

また、未収金につきましても、未収先についていろいろと事情はありますけれども、全体的には未収が回収できている部分がございます。中には、ちょっと厳しい部分がありますけれども、今後とも一層努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もう一点は、丹波地域開発株式会社に6億700万円の公的資金を投入したという責任から行政として総務省が通達で出しております第三セクター等の経営健全化の推進等に基づいて、指針をちゃんと作成しなさいとなっておりますけれども、当然、町としても責任と義務があると思います、行政として当然、そういう立場でやるべきだと思うのですが、その考え方を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 確かに、総務省からしっかりとした第三セクターの経営健全化に関する指針というのは出ております。私どもは、これに基づいて、三セクの指導なり行政としての対応をしてみたいと思いますときに、改めて町としての独自指針を策定する考えは今のところございません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 指針を策定する気はないということでございますけれども、やはり、今申し上げましたように、出資金と合わせて10億円近い金を投入しているわけですから、やっぱり総務省が出しておるような指針に基づいて、しっかり方針を策定するという責任は私はあると思いますので、強くそれは行うべきだと、そういう立場に立つべきだということを強く申し上げておきたいと思っております。

最後に、非核自治体宣言のことについて町長にお尋ねしておきます。

本年も8月の終戦記念日が近づいてきまして、「もう二度と戦争はしない。」と、これが誰もが一致できる共通の願いであります、平成19年に非核自治体宣言を行いました。こ

の立場から町としても、町民の平和を守る取り組みの一つとして、大いに取り組んでいくべきだと思います。

本年は、アメリカ大統領が初めて広島を訪問しました。核兵器のない世界の実現に努力することも表明されました。

町として、平和への取り組みを考えておられるのか。考えるべきだと思いますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員さん、済みません。副町長に答弁を任せていて、これだけ理解しておいてほしいのですけど。

確かに、今、足したら3億300万円と6億700万円、会社にお金を入れてもらってるんですね。足すと9億1,000万円です。はい、なりますわ。確かに、10億円近いことは認めているのですけれど。

ところで、平成9年、そして平成11、2年にかかって、京丹波町の土地を原価で言って8億5,000万円を買ってもらってるんですね。そういう事実があるから、投資してもらってるのではないかというふうにも思うんです。実際、土地代というのは、たしか固定資産の左側に上がってますけど、9億5,000万円ぐらい帳簿価格で計上してましたね。あれがデフレでどんどん価値がなくなるものだから、早く返せともいう話もあったし、これ、本当に9億1,000万円、多額投資をしてもらってますけれど、一方的に投資を受けている会社ではないというふうに私は思っているということだけお伝えしておきます。町民の皆さんに理解してほしい。原価で8億5,000万円以上で町の土地を会社が引き取っていると。引き取っているという表現はよくないかもしれませんが、そういう構図になってますので、ちょっと理解しておいてくださいね。

それと、今質問を受けました非核自治体宣言の町としての話ですが、永遠の世界平和の実現は、人類共通の願いであり、非核平和自治体宣言の町として核のない真の恒久平和の実現を強く訴える責務があると認識しております。

非核平和自治体宣言の町に沿った具体的な取り組みにつきましては、懸垂幕の掲出やケーブルテレビなどを活用した取り組みを実施しております。

さらに住民の方々に非核・平和を広く啓発するために、他市町村の取り組みなども参考にしながら今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 丹波地域開発株式会社の土地の問題については、町長はいつもそういうふうに言われるのですが、時間もありませんので次に回したいと思いますが、商売からすれば取り引きですので、一応それで終わっているというように私は解釈をしますが、その辺は違うということかもしれませんが、住民から見れば、普通の場合だったらそういうこともできるのかということもありますので、それは商売として成り立っているのではないかと思うわけなので、その面だけは申し上げておきたいというように思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって本日はこれをもって散会します。

次の本会議は17日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山下靖夫

〃 署名議員 原田寿賀美